

平成27年9月定例会  
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年9月3日(木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成27年9月3日(木) 午前 8時58分
散 会 日 時	平成27年9月3日(木) 午後 4時50分
委 員 長	野本 恵司
委員会出席議員	
委 員 長	野本 恵司
副 委 員 長	矢島 洋文
委 員	加藤 久子      竹田 悦子      田中 克美 潮田 幸子      芝寄 和好
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 6 5 号	「健康づくり都市宣言」について	原案可決
第 7 1 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 7 2 号	平成 2 7 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 7 4 号	平成 2 7 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 7 5 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第 7 6 号	平成 2 6 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定
第 7 8 号	平成 2 6 年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認 定
第 8 1 号	平成 2 6 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長	瀬山 久江
福祉こども部副部長	吉田 隆一
福祉課長	春山 一雄
こども未来課長	山崎 勝利
保育課長	永野 和美

(健康づくり部)

健康づくり部長	福田 芳智
健康づくり部副部長兼健康づくり課長	
	小沢 信吉
健康づくり部参事兼スポーツ健康課長	
	森田 政男
健康づくり課副参事	齊藤 隆志
国民年金課長	瀬山 慎二
長寿いきがい課長	高木 啓一

(教育総務部)

教育総務部長	田中 潔
教育総務部副部長	加藤 薫
教育総務課長	村田 弘一
生涯学習課長	細野 兼弘
生涯学習課副参事	山崎 武

(学校教育部)

学校教育部長	牧田 卓司
学校教育部副部長兼学務課長	
	服部 幸司
学務課副参事	大島 進
学校支援課長	橋本 浩
教育支援センター所長	松本笑美子

吹上支所副支所長	杉山 彰男
川里支所副支所長	馬橋 陽一

書記 篠原 亮  
藤平 美由紀

(開会 午前8時58分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。

田中克美委員と潮田幸子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第65号 「健康づくり都市宣言」について、議案第71号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分、議案第72号平成27年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第74号 平成27年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第75号 平成26年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第76号 平成26年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、議案第78号 平成26年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、議案第81号 平成26年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定についての議案8件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第65号及び議案第71号の一般会計補正予算について議案番号順に審査を行います。次に、議案第75号の一般会計決算認定について審査を行います。次に、健康づくり部に係る特別会計の補正予算及び決算の議案第72号、議案第74号、議案第76号、議案第78号、議案第81号について議案番号順に審査を行います。審査は全て執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順序で進めたいと思います。

なお、質疑については、委員1人当たり、質疑、答弁を含め、議案第75号については30分、それ以外の議案については20分を目標に委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

また、1日目は一般会計決算認定についての執行部の説明までは終了させたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議題に直接関係のない執行部の退席を認めます。

では初めに、議案第65号 「健康づくり都市宣言」について執行部の説明を求めます。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) おはようございます。健康づくり都市宣言につきましては、現在本市が進めております人もまちも健康を達成させるために全市民が一体となって健康なまちづくりに取り組む決意表明ということで、ちょうど今年度が合併10周年という節目の年ということもございまして、それに合わせて宣言をしようとするものでございます。宣言案につきましては、既に議案として上程されております。また、その中の重立った取り組み3点につきましては、本日資料としてお配りしてございますので、ごらんいただければと思います。内容としましては、ご質問に答える形で順次ご説明申し上げたいと思っております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) おはようございます。都市宣言をするということは結構なことだというふうに基本的には考えています。内容的なことなのですけれども、この議案の中にありますが、1から5番までというのは、バランスのとれた食生活やら、健康な体と心とか十分な栄養をとりというか、そういう内容、1から5につきましてはもうほとんど、今やはり自分の健康をというふうなことで皆さんが自覚している内容かなというふうに思うのです。それを改めて市として宣言をして皆さんに健康づくりをしていただくということでの都市宣言というふうには理解するのですけれども、これはもう5番までは当たり前のことではないかなというふうに思っています。6番なのですけれども、その文の中に快適な生活環境を築きますというふうなことがあるわけですけれども、快適な生活環境というのは具体的にどんなことがあるのかというふうなことと、あと都市宣言としてこれを宣言した中で、ただ本当に宣言すればいいということ

ではないわけです。市民にどう周知をしていくかということが大切になってくると思うのですが、かがやきにとか何かというふうな話はあるかと思うのですが、やはりもっと本当直接何か市民に周知をしていくような考えがあったら教えていただきたいと思います。

以上です。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）6にございます快適な生活環境を築きますという内容でございますが、1つとして、今回具体的な取り組みの中で受動喫煙の防止ということを挙げさせていただいております。教育機関、公的機関、そういったところにつきまして全面禁煙を基本としながらということで、昨今受動喫煙に対する悪影響というのはもう周知のことだと思いますけれども、ここに改めて表記することによってそういった生活環境の一部を快適にしようということが大きな内容として挙げられます。

また、この宣言文等の市民への周知等につきましては、今後この宣言文の内容につきましてコンパクトにまとめたものを作成いたしまして、周知をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

（加藤）快適な環境というか、取り組み、受動喫煙の防止というふうなことですけれども、やっぱりこれもただうたっただけではそういう防止にはつながることは無理かなというふうに思うのですが、学校とかそういったところに強くいろんな周知をしていかなければと思うのですが、それでまして受動ですから、子どもにわかりやすいような、そういう何か具体的に考えているものがありましたら。一般的なことでなくて、やっぱり本当に、例えばこういうふうに喫煙をすることによってその後こうとかああとかというふうな、いろんなそういうことの、本当にそういう周知徹底も必要だと思うのですが、何かそんな方策を考えているものがありましたら。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）まず、小中学校につきましては、議場でもお話しさせてもらっております。10月1日からは小中学校の敷地内は全面禁煙ということで、教育委員会サイドとは調整済みとい

うことをごさいます。

また、児童生徒につきましての喫煙における害等につきましては、毎年健康づくり課におきまして各学校に防煙教室という出前教室を行っております。これは、喫煙による害の周知、また最近は薬害、薬物乱用の危険もかなり世の中出回っておりますので、それをあわせた形で、ほぼ毎年、全部の学校近くに健康づくり課所管でそういった周知、啓発の講習というか、講演会を実施しております。

以上です。

（加藤）先ほどは、コンパクトにいろいろな内容載せて、まとめてというふうなことですけれども、それというのはいつごろまでにそういうものをつくって、あと全戸配布をするのか、どういったところでの配布をするのかということです。本当にたばこよりは今いろいろな、危険ドラッグとかそういうところのほうもかなりやっぱり心配になるかなと思うのですが、一応これは喫煙防止というふうなことの内容ですけれども、昔からやっぱり、小学生は余りないかと思うのですけれども、よく中学校なんかはトイレで隠れてどうかこうとかなんて、もう本当に昔からそういった行動というのがあったかと思うのです。あと今大人の人なんかも、中学校のときは吸っていたけれども、もう今は吸わないよなんて、そんな話も逆にあるくらいですけれども、昔のたばこに対するものと今のいろいろな害のあるというふうなことでの取り組み方というのは違うと思うのですけれども、とにかくせつかくやるのですから、そういう本当に、みんな誰もわかっているところでやれば問題ないと思うのですけれども、隠れた場所でやるわけですから、それはやっぱり子どもに常識的なことをきちんと身につけさせるということが大事かなというふうに思いますので、その辺の防止的なものを、やはり紙に書いたものだけではなくて、そういう本当に子ども自身が考えるような、そういうものをつくってほしいと思うのですが、コンパクトにまとめたものがどのぐらいのときに、それをどのように皆さんにお知らせをするのかをお聞かせください。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）コンパクトにまとめた刷り物

ということにつきましては、現在作成中でございますが、この宣言自体が議会の承認を得られなければそれは当然出すことはできませんので、当然議決後に周知はいたす予定でございます。全戸配布するかにつきましては、費用等の問題もございますので、今現在検討中でございますが、少なくとも公的機関等には当然掲示、配布する予定ではございますが、現在はそういった状況でございます。

以上です。

（加藤）終わります。

（潮田）今回、健康づくり都市宣言、すばらしいかなというふうに思うのですけれども、今回これはパブリックコメントを6月15日から7月14日まで行ったということですのでけれども、これは実際に市民の方から何件、何人からどういう意見があったのか、また原文を確認しましたところ、そのままですけれども、ほか何か考慮されたようなことがありましたでしょうか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）パブリックコメントにつきましては、3名の方からご意見をいただきました。この宣言文直接かかわるもの等、また広く全般、市政に対する、健康づくりに対するご意見等いただきました。そういったご意見を健康づくり部で所管しております鴻巣市の地域保健推進協議会に、合計3回ほど協議会を行いました。その中でパブリックコメントの内容をお示しして、その内容についての検討、また協議会委員の方々からのご意見を踏まえまして、当然当初の草案から文言、言い回し等につきましては、多少というか、言葉尻の変更はございましたが、大筋的には事務局で作成した骨子については承認をいただいたということで、最終的に答申をいただいたということになっております。

以上でございます。

（潮田）今先ほど3名ということでしたけれども、3名の方には最終的にお返事というか、通常大変たくさんの方が来た場合はできないかと思うのですけれども、3人の方には何かその後お知らせ等はされたのでしょうか。



(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) パブリックコメントをした際には、その後ホームページ上でパブリックコメントについての内容的なものを掲載いたしますので、今その準備を進めているところでございますので、個別にその方々にご意見いただいたことに対する回答というものは現在いたしておりません。

以上です。

(潮田) 健康づくり都市宣言の庁内連絡会議があったかと思うのですがけれども、この連絡会議に参加をした担当部課というのはどういうところの課になるでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 庁内におります副部長会議をそれに充てておりますので、庁内の副部長が全員ということになります。

(潮田) これの取り組みのほうの内容を見ますと、非常に多くのところにかかわってくるかな。幼稚園、公民館、高齢者等も入ります。目標への取り組みのところで、ピックアップしただけでもかなりのところになるわけですがけれども、そこの担当の部の副部長は出ている。でも、そこからさらに強く押していくというのは、一般的な周知だけではなくて、それぞれの部とか課とかの取り組みがあるかと思うのですがけれども、今既に健康づくり部以外のところで今回の都市宣言に当たってかかわるようなものというのは何か見えてくるものはあるのでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) まず、取り組み1で掲げております栄養、食生活の関係でございますけれども、資料でも提示させてもらいました。直接栄養等にかかわるかどうかといいますと微妙なところでございますが、例えば地産地消ということが今叫ばれております。そういった中で、そういった地産を進める、農産物にかかわる部署等について、市内の優良な野菜等を使っていこうというようなことで、庁内検討連絡会議の中にもそういった職員がおりますので、そういったところでの活動をやっていくと。また、取り組み3の受動喫煙の防止については、当然健康づくり部だけの問題ではございません。教育部門、また企画部門等におきまして、例えば本庁舎の改修に合わせて庁舎内は全面禁煙としながら、敷地内に分煙場所としての喫煙場所を設けるというよ

うなことで現在調整を図って連携をとっているところでございます。そういうことで、健康づくり部以外でそういった動きが今のところございます。

以上でございます。

（潮田）そうすると、受動喫煙のことに关してですけれども、先ほどこれは教育委員会のほうにも協力、お願いをして、市内小中学校平成27年10月から敷地内全面禁煙というふうになっておりますけれども、教育委員会の、これは学校支援課のほうになるのですか。どこになるのかな。実際教師たちのほうの声というのはどのような声が上がっているのでしょうか。

（学校教育部副部長兼学務課長）まだ教師の声までは上がっていないのですけれども、校長には周知しているところでございます。

（潮田）確かに大事なこともあるし、受動喫煙禁止、大事なのですけれども、先生たちもかなりストレスがたまっているし、ヘビースモーカーの先生もいらっしゃるかなというふうに、今までも見ているのですけれども、そういった先生たち、敷地内禁煙になってしまうと逆に学校の校庭のちょっと外れたところで先生たちが隠れて吸うとかというふうにならないような、何かやっぱりメンタル的なことを含めると、議決したらもう10月からスタートというふうになりますので、教師たちへのというのは少し配慮が必要なかなとも思うのですけれども、そこら辺は大丈夫でしょうか。

（学校教育部副部長兼学務課長）ご心配ありがとうございます。校長のほうは、その辺は十分承知して指導してまいりますので、教育委員会としましても校長のほうにそのように伝えたいと思います。

（教育総務課長）施設を管理する立場なのですけれども、この10月1日からの学校敷地内の全面禁煙につきましては、毎月1回校長会というのが定例的に開かれておりまして、この年度初めに教育長のほうから、10月1日の健康づくり都市宣言に向けて学校敷地内については禁煙の方向で調整していますということで、教育長のほうから全小中学校の校長先生に対してそういう発言があって、学校の内部では10月1日から禁煙に

なるのだということで、その辺の周知については今年度当初からしてあったこととなります。

それから、学校内の禁煙については、鴻巣地域については分煙機が設置してあった学校が何校かあるのですけれども、その分煙機についてはこの夏休み中に撤去をさせていただきまして、先生方の禁煙については、今学務課長さんが言われたように校長先生を中心にそういうふうになるという、教職員に周知はしていただけるというふうに理解しております。また、9月の校長会のほうがまた17日（P.21「8日」に発言訂正）に開催予定なのですけれども、その席上でも、やはり10月1日からの健康づくり都市宣言に向けて学校の敷地内、校地内については全て禁煙になりますよ、それから教職員並びに学校の関係者並びにそういう学校施設を利用する方々に対しても、今後どういう形で周知していくかという課題はあるのですけれども、そういう学校に対するアナウンスについては十分やってきたというふうに理解しております。

以上です。

（潮田）ありがとうございます。

最後1点、周知ですけれども、ポスターとかで周知とか、いわゆるホームページとか広報はいいのですけれども、どうしてもやっぱりあれは見る方が市民の中の本当に何%かかなというふうに思いますので、ポスターとかで皆さんにお知らせしていくとかというような考えはあるのでしょうか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）当然ポスター版というか、そういう大きさにしまして、各公共施設には掲示をする予定でございます。ただ、先ほど全戸配布云々というのは今検討中なので、回覧にするのか、公共的施設に限るのかというのを今検討しておりますので、そういった状況でございます。

（田中）一応この健康づくり都市宣言についてちょっといろいろと考えるところがありまして、今回市のほうで宣言をするということで、いろいろ今までの取り組みの、集大成という言い方はおかしいかな。今まで市で取り組んできたものに対してまとめの的などところがあるかと思うので

すけれども、小中学生、そして小中学校から成人になる子どもたちに対しましては、今までの取り組みである程度成果が出ていると思われま。具体的に言いますと、食生活、また喫煙に関する考え方というのが、この間NHKか何かの統計を、アンケートをやっていましたが、見ているともうたばこなんて吸わないというのが圧倒的に多かったかと思うのですが、今受動喫煙に関しましては、それら吸わない人たちを保護するためのものも十分あると思うので、あとはそれ以上の人たち、当然食生活と運動などに、今回運動の推進に当たりラジオ体操とか鴻巣市でも、8月21日でしたっけ、やらせていただいています、結構年配の人が来て取り組んでいたのですけれども、間の世代、40から60、この働き盛りの世代というのはどうしても全ての今回の健康づくり都市宣言の中に出てくるものに取り残されてしまっているのではないかなというのが私の印象なのですけれども、運動に対する、あと1日1万歩とかといってもなかなか取り組んでいけない、食生活でもいけない。私も二、三年前に市のほうの健康診査のほうでメタボのほうの関係でご案内が来て参加をしたのですけれども、やはり途中で、途中というか、その回は卒業はしたのですけれども、その後取り組みというのに対してはちょっと足踏みをしている状況なのです。ですけれども、たばこに関しましては去年やめて1年たっております。あと4番の歯の、口腔のが、たしか2年ぐらい前に一応議会のほうでも、口腔保健の推進に関する条例でしたっけ、可決されておるのですけれども、私もこれ一生懸命やったほうなのですけれども、今回自分でも今ちょっと歯を2本きのう失ってしまったのですけれども、どうも私もだめな世代、取り残されるところに入るのではないかなと思うので、そここのところの取り組みについて新しいお考えをお聞かせ願いたいと思います。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) おっしゃるとおりでございます、どうしても40代から60代までのいわゆる働き盛り世代の、特に男性につきましては、男性と言ってしまおうとまた語弊があると思いますが、どうしても通勤で疲れてとても運動ではないよという方々が多くいらっしゃるというのも現状でございます。そういった中で、各種運動教室の

中には、土日であったり夜間であったりというような工夫をして進めているところもございます。

また、先ほど田中委員さんのお話にありました歯の健康については、成人歯科健診というものを強く進めているのですが、なかなか虫歯にならなければ歯科に行かないという現状がございます。一昨年までは期間が6月から2月というような短期間であった健診期間を、昨年度はそれを一月間延長しました。また、今年度につきましては通年、4月から3月まで、いつでも歯科医さんに行って自分のお口の中の健康を観察することができるというふうに改めたということは、議員提案における歯科口腔保健条例が大きなバックボーンになっているのではないかなと思っております。当然土日、夜間にあけている歯科医院は、数はそんなに多くはないのですけれども、やっているところもございますので、日中、平日行かれないそういった青年層についてもぜひとも行っていただきたいということの周知は今後も続けていきたいなと考えております。

あと今までの全般的な健康への取り組みの総括ということでこの健康づくり都市宣言はということだったと思います。一昨年、健康づくり課内にすこやか運動応援室というものを新設させていただきまして、今まで保健センターといいますが母子保健やら健診、予防接種関係であったところを、広く健康づくりを推進するということを念頭に置きましてそういった部署をつくりました。さらに、今年度の組織改正の中で健康づくり部内に教育委員会からスポーツ課を移管させまして、スポーツ健康課ということでより広く、競技スポーツのみならずラジオ体操を初めとする健康づくりに取り組むという姿勢をあらわしてきた、そういった中で今回の健康づくり都市宣言に結びついたという流れということになっております。

以上でございます。

(田中)健康づくり課の取り組みに対しましては、評価するところは結構多いのです。この間も市民活動センターか何かで、たまたま私が行ったときにそういう1日1万歩の関係の人を集めて、たしか日曜か、土日だったと思うのですけれども、やっていて、参加しやすい状況をつくっ

ているというのはわかるのですけれども、そこでもなおかつ足踏みをして行かない人たちに対して、今後新たな魅力のある取り組みを考えていただきたいというふうに思いますので、何か案でもありましたらよろしく願いいたします。

（竹田）健康づくりというのは、誰も反対する人はいないので、本当に大事なことだというふうに思います。その中で、人もまちも健康ということ先ほどご説明されて、これはみずからの健康はみずから守るということを基本にしながらも、やはり行政としてできること、それを応援するというのには本当に大事で、先ほどの快適な生活環境のためには受動喫煙のそういう環境をつくるわよというふうにおっしゃっていましたが、行政として市民のやることに応援しますということを入れたほうがよかったのではないかとというふうに私は考えたのですが、まちも人も健康という点であるならば、こういうふうに頑張っている人を応援しますと、市を挙げて応援しますという宣言があるとまちも人も一体となって頑張ろうというふうになるというふうに思うのですけれども、あえてこれは入れなかったのか、それとも個々のというところでやったのか、ちょっとその点をまずお伺いしておきます。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）宣言文、内容につきましては、スタンスとして市民みずからが発案したという立場に立っての宣言文。行政が加担をして一緒になってやっていくというのは、当然それは大前提としてあるわけですけれども、今回の宣言については市民の皆さんがというところを主語という形にしてつくっていきたいということで、協議会の中でもかなりそういった点は論議はあったわけなのですが、最終的にはこういう形でいきましょうというふうな形に落ちついたといったところでございます。

（竹田）ということは、もう基本的には行政が応援するのは当たり前だという前提のもとでの健康づくり都市宣言だというふうに受けとめてよろしいのですね。確認します。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）そのとおりでございます。

（竹田）あと2点目が受動喫煙の問題がずっと出ています。たばこを吸

わないほうがいいに決まっている。健康に何の意味もないけれども、今のいろんな生活環境の中で吸っているというところで、なかなかやめられないと。私、だから学校の先生たちも非常に悩むのではないかなと。先ほど潮田委員が質問して、10月からと言われて、敷地内でだめといったら、たばこを吸うというのは一つの個人の表現と、人権にかかわる部分だから、そういう点では本当に慎重に対応していかないと、どこで吸うのかって、休み時間に子どもから目を離さない立場の人ですから、なおさらのこと本当に慎重にやっていかないと、一つの嗜好の問題だから、やっぱり人権問題だというふうに私は思っているわけです。そういう点では、よく本当に柔軟にきちっと対応していかないとやっぱりそれが、たばこはよくないというのみんなわかっていながらも、でも吸ってしまうというところは、それが生徒に悪影響を与えないように、10月1日からって、全面的ではなくても、やっぱり柔軟に対応していくことが私は必要かなというふうにちょっと思っているのですが、どうでしょうか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）当然よく禁煙権、それに対する喫煙権というのもあって、たばこを吸う方の権利というものは当然こちらでも了解しております。ただ、今回の宣言については、最終的に結論というか、結果はたばこを吸わないということになるのですが、あくまで健康という概念の中で受動喫煙を防止するという建前で宣言をしております。ですから、禁煙という言葉は一切使っておりません。結果的に禁煙という形になるのですけれども、そういった中で当然教育機関、小中学校につきましては、先ほど私防煙教室を各小中学校でやっているのと、たばこの害について、それこそ小学生だと、ちょっと怖くなるというのはおかしいですけれども、こんなに怖いのだというような認識で講座を設けておるわけですから、そういった教育機関の中において、教員の方々の喫煙の権利というものは十分承知をしていますけれども、少なくとも教育機関の中においては排除しなければいけないというようなふうに私どもは考えております。大変心苦しい点はあるのはご承知していただきたいと思っております。

以上です。

(竹田) それとあわせて、駅前東口は禁煙の、いわゆるポイ捨ても含めたエリアになっていきますよね。最初は、トイレの近くのところに喫煙所があって、もう煙もくもくしながら通行人が通るということで、今派出所の前に喫煙場所がありますよね。だけれども、あそこも非常に、通って、私のところも駅頭やっていたら何とかしてよというふうに言われたのです。ですので、そういうところで駅前の東口と、西口はポイ捨て禁止区域になっていないのです。喫煙場所はトイレの後ろにありますけれども、駐車場のそばなのです。私たちけさもやってきたのですけれども、駅頭で、いっぱい煙もくもくしながらトイレの後ろで喫煙していて、そこを通行する人が先ほどの受動喫煙になってしまっているというところでは、喫煙場所設けるにしてもちゃんとしたスペースをとって、スペースというか、もう出ないようにする施設が私は必要かなというふうに思うのです。それは、道路管理者の問題も含めてですけれども、喫煙は喫煙として、人権にかかわる問題だから、むげにやらないけれども、例えば派出所の前にはちゃんと囲ったもので、この中でちゃんと吸ってくださいと、なるべく吸わないような生活習慣にしましょうということも含めて、そういう対応というのはできるのでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 今回の一般質問の中でも議員さんの中からご質問があるようでございます。たばこのポイ捨て等にかかわるいわゆる環境美化の観点による禁煙と、ここで取り上げております受動喫煙の防止における、結果的には先ほど申しましたとおり、たばこを吸わないでほしいという結果にはいくのですけれども、そういった点、導入の仕方が若干視点が違うので、駅前での喫煙については、今後担当部署がどういった回答になるかまだ了解はしていませんけれども、受動喫煙の防止の観点から当然連携をとって考えていかなければならないと、市を挙げて取り組まなければならないという認識は現在のところございますので、今後の状況でございます。

以上です。

(竹田) ということは、いわゆる受動喫煙というのは非常に吸う人よりもむしろ危ないというふうに言われていますから、そういう点ではぜひ



囲いをつくるということも含めてご検討いただくように要望しておきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

続いて、食生活の問題で、私も本当に肥満で、不規則な生活でストレスためるという点では一番健康づくりに励まなければいけない一人なのですけれども、そういう点からいうと、食育の問題で先日教育委員会が主催した教職員の研修会の中でも非常に勉強させていただきました。食育の問題で、今実際に小中学校の給食で地産地消として食材として取り入れているものは何があるのでしょうか。私たちジャガイモやりなさいとか、梨をやってくださいとかということで提唱して、教育委員会も積極的に地産地消の食材として使っていたのですが、今実際に食材としては何が活用されていて、今後どういうふうにしようと思っているのかということをお聞きしておきます。

（学校支援課長）給食で使用していますのが鴻巣市産の彩のかがやき、100%使用しております。それから、見通しとしましては、同じく川里地域にあります小麦を使用したパン、そちらを現在試作中でございます。地産地消に向けましては、やはり学校給食は旬のもの、手づくりのものというのを基本としておりますので、JA鴻巣市、鴻巣果樹組合、農産物直売所などと協力していただきまして、現在ナガネギ、里芋、白菜、ジャガイモ、タマネギ、梨、そちらを使っております。

以上です。

（竹田）そういう点からいうと、地元産のものをかなり努力していろいろ広げていただいているというのわかりましたけれども、今後やはり地元の農業の発展とも重なりますし、この後の道の駅との関係もありますけれども、地産地消というのは地元でとれたものを食べるのではなくて、地元で食べるものを地元で生産しましょうというのが本来の地産地消の考え方なのです。そういう点からいうと、今後考え得るものとしてどんなものを取り入れようとしているかということと、それからもう一つは、自校方式になると大量に仕入れしなくてもいいというメリットというのはやっぱりあるのです。だから、そういう点での地元の関係ではどんなふうにお考えになっているのか、ちょっと確認をしておきたいと思いま

す。

（学校支援課長）ご指摘のとおり自校方式になりまして、各学校、全校ではないのですが、栄養士を配置していますので、そちらが地元農家ですとか業者とやりとりをしまして、できるだけ地元のを活用するという方向では教育委員会でも指示をして、できるだけ接触、協議して取り入れるということで進めておるところです。具体的な品種につきましては、これから詰めていくところでございます。

それから、自校式ということで、繰り返しになりますけれども、栄養士が地元の農家と直接やりとりをして、鴻巣市特産とまではいきませんが、つくっていらっしゃる方を活用して、学校規模でとれる量が、学校規模といえますのは児童の数が違いますので、地元でとれるものが多い種類、少ない種類とございますので、その辺は調整しながら進めていくので、特定のというのはちょっと難しいかもしれませんが、状況に応じて旬の野菜を取り入れることは可能かと思われまます。

（竹田）そういう点では、例えば生産者の人が学校に出向いて、こんな苦勞をしながらつくったのだよとかという、いわゆる食育教育の一環にもなると思うのですけれども、そういうふうに取り組んでいらっしゃる学校もあるのでしょうか。

（学校支援課長）給食の、感謝の会ということで、学校に携わってくださる方をお招きして、給食の招待ということで行っている学校もございます。実際に教室に行きまして、児童と一緒に召し上がっていただくと。そのときにちょうど農家の方が生産された材料を使ったものということで計画的に行いますけれども、そのとき野菜を持ってきていただいて、農家の方が直接子どもたちに、おじさんがこういうのつくっているという実物を見せて説明するという場面はございます。

以上です。

（竹田）今 T P P との関係でいうと、まだ妥結はしていませんけれども、本当に日本の農業が潰される方向になって、農協法も改悪されるという点では、本当に 1 つ 1 つの食材を、生産者が見える食材を提供するという今システムが壊されてきているのです。ですから、いろんなところで、

ぜひ教育の現場でも頑張っていたいただきたいというのが、ちょっと私の要望ですので、これは申し上げておくだけです。

続いて、ラジオ体操が非常に奥の深いものだというのは、先日の8月21日で私も勉強させていただきました。そうした中で、ラジオ体操に今取り組んでいる自治会がふえていますよね。どのくらい今頑張ってやっておられるのでしょうか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）ラジオ体操の推進につきましては、各自治会単位で要望、要請があった際には、市の職員が出向いていきまして直接ご指導を、すこやか運動応援室ができたときから毎年行っております。今現在何団体が定期的に活動をしているかというのは、休憩を挟んで、済みませんが、数的なものはご報告させていただきたいと思いますが、もうかなり定期的に自治会で取り組んでいるところは数多くあるかなという形で、また時々職場、例えば富士電機であるとか、そういうところからそういった要望がありまして、こちらから職員が出かけていきまして講習を行ったという実績もございますので、職場から地域、そういったところに徐々に浸透しているのではないかなと思っております。

以上です。

（竹田）私が1つ聞いているのは、諏訪議員も参加しているのですけれども、赤見台の近隣公園の中で週2回ラジオ体操を始めているのだそうです。近隣公園という、マイナスイオンを浴びながら健康づくりに励んでいるのだそうです。そういう点からいっても、近隣公園の果たしている役割、樹木が発する、きれいな空気を出しているわけですから、そういう点では赤見台の近隣公園の果たしている役割というのは私は非常に大きいかなというふうに思っているのです。そういう点で、どうでしょうか。公園の中でやっていることを一層推進することが大事だというふうに思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）赤見台近隣公園に限らず古くから鴻巣公園内には自発的にラジオ体操の活動をするということでもう何十年もやっという団体もございまして、その他やはりどうして

も地域でやる際にはお近くにある公園でということ各地域の方々行っているわけです。なので、当然そういった公園でのラジオ体操の普及というのはもっともなことでございますし、全般的にそういったところを活用しながら今後も広く周知していきたいということで考えてございます。

以上です。

（竹田）確認をしておきます。そういうところでは鴻巣公園でもウォーキングができたり、結構高齢者の皆さんがそこへたまっている、それこそ健康づくりを通じて地域のきずなを深めているおじさんたちがたくさんいらっしゃるのです。そういうところで、本当に公園というのは大事です。ですので、赤見台近隣公園を残すことも大事だというふうに私は思いますが、確認をしておきます。

（健康づくり部長）公園でのラジオ体操ということですがけれども、公園の効用といいますか、そういった部分は私どもも全く否定するつもりはありませんので、それはもちろん積極的に推進していく立場にあります。ただ、今回病院に関しては、病院を整備することとの比較、そのどちらが優先されるかという、そういう観点から考えて、やむを得ず病院を整備するということで決定したものでございます。したがって、施策の優先順位といいますか、そういった部分から今後の高齢化等の進展を考えた場合にはそちらのほうがどうしても優先するのだろうと、そういう判断に基づいて決定したものです。

以上です。

（竹田）病気にならないように健康づくりするのですよね。病気にならないように健康づくりをする。それと病気になった人の手当てをするというのは、どちらが大事かという問題ではない。それをてんびんにかけさせるところに一番問題があるというふうに思うのです。病気にならないように、みんな健康で生きたいと思う。だけれども、そのために一生懸命やっているから、どちらが大事かという選択を迫る姿勢にこそ、健康づくり宣言をしようとしている姿勢に問題があると思う。どちらも大事なのです。こっちが大事だからあっちが大事だからというてんびんに

かけさせる問題をやるどころではもっと選択の、どこにつくるかということも含めて、まだ募集もしていないのだ。認可もされていないです、病院というのは、10月1日から募集かけるわけだから。そういう点からいうと、どちらが大事というてんびんにかけてさせるのが問題だと私は思うのですが、その点はどうでしょうか。

（健康づくり部長）おっしゃるとおりどちらも大変重要なことだと認識しております。病院の整備というのが、ただ市民にとっても行政にとっても長年取り組んできた部分でございます。今回こうした機会がようやく訪れたというふうに捉えております。この中でやはり必ずやり遂げなければならないというふうに我々は考えておりました、そういった中でご理解をいただいてまいりたいと考えております。

以上です。

（委員長）竹田委員、20分になっておりますので。

（竹田）はい、わかりました。私は35分から始めたので。

（委員長）はかっていますから、経過をしてしまいましたので、最後にまとめて、簡潔にお願いします。

（竹田）どちらも大事です。だから、市民が喜ぶような病院を誘致できるように求めておきます。市民が喜ぶような、私たちもずっと前から総合病院の誘致は求めてきましたし、大事だと思います。だから、市民が喜ぶような設置になるようにすることを求めておきます。

それとあと、地産地消の……35分。いいのだ、55分までいいのだ、35分から始めたから。

（委員長）もう21分たってしまいました。

（竹田）最後ですから。

（委員長）最後1つにしてください。

（竹田）地産地消の食材を使ったご当地グルメの調査研究をするということ本当大事だと思うのです。そういう点では、観光協会と協力してやるということと、ひなの里。いないから要望しかないのですけれども、ひなの里にやっぱり訪れていただくようにすること大事だと思うのです。あそこは、一度行ったらなかなか行かないと、びっくり雛祭りのと

きには寄っていただくけれども。だから、そういう点からいうと、花久の里と同じようにひなの里にも地産地消を使ったご当地グルメを、ぜひ屋外にテント張って、どうぞコーヒーでも飲んでいってくださいというふうに構えていますよね。だから、もっと人が寄るように、そういうことも私は考えたらいいのではないかなというふうに思うのです。そういう点では、農産物の直売所もひなの里にもつくっていただく。ご当地のグルメも置いていただいて、やっぱり人が寄る。さっき言った人が寄って話をすればコミュニケーションもとれて、お互いにいいまちづくりにつながっていくと思いますので、その点も含めてご検討いただけるかどうか最後に質問をしておきます。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）当然そういった考え原課としては持っておりますし、今後観光協会、また市の関連事業課とも連携をとっていきながら、いわゆる健康づくり都市宣言としての栄養、食生活の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

（竹田）お願いします。

以上で終わります。

（芝寄）おはようございます。

健康づくり都市宣言ということで大変いいものだと思います。1点だけ、バランスのとれた食生活を送り、毎日を生き生きと過ごしますというところで、きょういただいた資料の中に、保育所、小中学校でバランスのよい献立を提供するというふうになっております。市内小学校全て自校式になり、私も地元の小学校で何度か試食しております。大変おいしくいただいております。その中で、まだまだ朝食を食べない、朝食を半分以上残す、そういう子どもたちが大勢いるというふうに身近な保護者からもよく聞いております。そのような子どもたちが学校行って給食はおいしく食べているということは聞いております。そういう中で、ますます親が給食に依存するではないけれども、学校で栄養をとるからいいではないかとか、そんな安易な考えで子どもに朝御飯を食べさせるということを怠ることがやっぱりこれからも心配をしております。そういう中で、

朝食を子どもたちに、児童たちにとらせるという啓発活動は今までしていたのか、保護者に対しても。今後も予定が、何かそういうことが、活動があるのであれば教えていただきたいのですけれども。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）小学校に上がる前の段階で、保健センターにおきまして各種、4カ月健診から始まって3歳児健診まで、いろいろな健康診断がございます。当然身体の発育のみならず食に関する健康相談も行っております。ですので、その場を捉えまして現在も専任の栄養士がお子さんに対する栄養に関する知識を啓蒙、啓発をさせていただいております。ですから、お子さんたちが学校に入る、そういったお子さんたちが就学前に保健センターでの知識をご活用していただきたいなと思いつつ、日々うちの保健師、栄養士が活動しているという、就学前の状況につきましてはそういったことで今までも取り組んでおりますし、今後も継続的に取り組んでいくというようなことはございます。

以上でございます。

（芝罘）ありがとうございます。

また、給食、お昼の件なのですけれども、数年前、4年、5年ぐらい前から、私が地元の小学校、PTA会長のお弁当の日というのを始めたのです。お弁当の日、ご存じの方多いかと思うのですけれども、連合会のほうで提唱しまして、その当時3校、小学校で始めたのですけれども、私の地元は自校式ではなかったので、年1回がやっとだったのです。その中で、お弁当の日ということで、子どもたちが自分で食材を買って、自分で料理をして、自分で詰めて、それを学校へ持ってきてみんなで食べるという、そういったつくる人への感謝、いろんなことを感謝、自分の健康も考えて食材を買うということを考えてお弁当の日というのをやったのですけれども、それが今も私の地元の小学校は続いております。その中で今、この間聞いたら、地産地消のものを、毎年それを1つ掲げて、これを何かに入れてやるようにという試みをやっております。そういうことも含めて地産地消ということもうたっておりますので、そのような形をほかの小学校も今後やってほしいのですけれども、そうい

ったことは考えておるのでしょうか。

(学校支援課長) ご指摘のとおり各学校において取り組んでいる学校もございます。

地産地消につきましては、まだ浸透はしていないのですけれども、またこちらでも働きかけていきたいと思えます。

以上です。

(芝寄) 働きかけるというのは、どのような形で働きかけていくのでしょうか。

(学校支援課長) 先ほどの朝食の欠食ということでご質問がありまして、それについてちょっとつけ足しますけれども、学校におきましてもそのような調査、朝食食べない児童生徒の調査もございます。それから、朝食を食べないと脳が働かないということで、学校からも保健だより、給食だより等で保護者への呼びかけ、啓発を行っているところでございます。同じように学校給食の給食だよりにもそのように載せることもできますので、そういったことで情報提供、呼びかけをすることはできるかと存じます。

以上です。

(教育総務課長) 済みません。先ほど私の発言の中で、次回の校長会が「9月の17日」というふうに申し上げたのですけれども、「9月の8日」ということで発言の訂正のほうお願いしたいと思います。申しわけありませんでした。

(委員長) ご了承願います。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時59分)



(開議 午前9時59分)

(副委員長) それでは、再開いたします。

(野本) 少しだけ質問をさせていただきたいと思えます。

この健康づくり都市宣言は、これまで市民の皆さんの活動の中で健康づくりに関してさまざまなご尽力をされてきた方にとっては非常に報われ



るといいますか、力が今後入っていく事業になっていくと思います。そういう意味で、例えば市のほうから出すものについては条例のような意義というものがあるわけですが、健康づくり都市宣言の意義の重さというのは市民に対してどのように伝えることができるのでしょうか。どのように理解していただければいいのかということです。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）まずは、この宣言文等につきましての周知を徹底して行っていくということと機会あるごとに、そういった健康づくりを推進している団体等もございます。そういったところで、こういうものができた、今後市を挙げて皆様と一緒にいい方向に市政に取り組んでいきたいということを個別に説明をしていきながら、徐々にというか、浸透させていければいいかなということで考えております。

以上です。

（野本）ここに掲げられている6つの項目というのは、啓発でもあり、努力義務というふうに宣言というのは捉えられるのかなというふうに思うのですが、そういう感覚を伝える努力ということなののでしょうか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）この各項目につきましては、第2次鴻巣市健康増進計画、いきいき健康プラン21というものに掲げられております内容を集約したものであるということで進めております。ですから、こうしてほしいという気持ちも当然強いですが、これに添って市民の皆様も取り組んでいただきたい、そういった両面からの意義を込めて作成したということでお考えいただきたいと思います。

以上です。

（野本）この6つの宣言のうち私ができる限りでは、3番目の十分な休養をとり、心にゆとりをつくり出すという部分については、昨年つくられた鴻巣市民のいのちと心を守る自殺対策条例が該当し、4番の歯と口の健康を守りますは、歯科口腔保健の推進に関する条例が該当してくると思うのですが、そのほかの4つの宣言については何か該当する条例等の整備されたものというのはあるのでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 3番と4番以外のものにつきましては、先ほど申しましたいきいき健康プラン21の中で掲げている大きな取り組みをここに写させていただいたということでお考えいただければと。ただ、6番につきましては、こういった個々の健康づくりの目標、健康プラン21で掲げているというものではなくて、トータル的にそういった健康づくりを通じていく中で、快適な市民生活のクオリティの向上、そういったものを目指していきましようよと、そういったことでの願いを込めての文言ということ捉えていただければと思います。以上です。

(野本) それでは、ちょっともう少し内部に入っていきまして、1番、バランスのとれた食生活という部分で、何をバランスと呼ぶかという部分がこの詳細の説明の中に含まれているのですけれども、食事と健康の関係についてというのは、時代が進むにつれてといいますか、につれて感覚が変わってきている感があると私は思っています。バランスについてもやはりそれは言われていると思うのですけれども、その辺の捉えどころというのは、バランスをどうとるか、バランスをとってくださいというのはわかるけれども、どれが理想なのかというのはいろんなことが言われているわけです。市のほうはその辺についてどう、これがバランスですというふうな提示するものがあるのでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 食育を推進する中でのバランスという捉え方でございますけれども、基本的には主食であったり、主菜、副菜、そういった1つに偏ることのない、いろいろな食材、汁物であったり、魚であったり、肉であったり、そういったものをバランスよくとるという意味でございますので、きっちり御飯とおみそ汁と牛肉だ、豚肉だという、ちょっと個別に言いづらいところはあるのですけれども、そういった意味でのバランスということでお考えいただければと思います。

以上です。

(野本) 恐らくバランスについては、市民一人一人好き嫌いはあるけれども、認識は多分されているのだろうなとは思っています。そういう意味

では、特にバランスについてそれほど私は心配はしなくてもいいとは思っています。そういう意味では、市の見解が市民の見解と大きく異なることはないだろうなというふうに思います。ただ、私自身健康づくりに関してバランスよりも重要なことがあるのではないかとこのように思うのが1つ、ずっと感じていまして、それは食べ過ぎではないかと思うのです。幾らバランスをとっても食べ過ぎたら健康ではなくなるのです。その辺は、正直言ってやっぱり日本人全体食べ過ぎなのではないだろうかというふうに感じるところがあって、そこは言及しないのでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 取り組みの中でも自分の適正体重を維持しましょうという目標がございます。先ほど田中委員さんがお話しされたメタボリックの通知が参ったということでございますが、個々における生活習慣病の予防ということも今進めております。それからくる糖尿病等の重症化の予防という観点もございますので、過度の摂取は当然のことながら控えるべきということ念頭に置きつつ、バランスのいい食事をしましょうという概念で進めております。

以上です。

(野本) 最後に、6番の健康づくりを通じて地域のきずなを深め、快適な生活環境を築きますというところで、先ほどから分煙ですとかさまざまなこと取り上げられていますけれども、当然公共については市の力の及ぶ範囲であるというふうに思いますけれども、これは市民の宣言ですから、例えば家庭の中での受動喫煙というのは、これは非常に難しいのかなというふうに思うのです。それに対する対策というか、できることというのは何か考えがありますか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 確かに家庭内での喫煙について直接指導するという事は非常に難しい問題でございまして、よく蜚族という形で、外でたばこを吸っているご主人、団地なんかで多く見受けられるというお話はよく聞きます。各人のモラルの問題という点もございまして、その辺は都市宣言の中での受動喫煙の防止という観点を強く周知していきながら、各、おのおの個人、個人の意識を高めてほしいということで考えるしかないというのが現状だと思います。

以上です。

（野本） こういう宣言をして、受動喫煙が健康に悪いということがだんだん伝わって行って、だけれども家ではそれがうまく整理できないというときに、例えば相談窓口とか、窓口を専門に開くということではないとは思いますが、そういう部分まで指導できる、あるいはアドバイスできる場所がありますよというような、そんな伝え方というのはいかがでしょうか。

（健康づくり部 副部長兼健康づくり課長） 最近お医者さんで禁煙外来という制度がございまして、市内でも約10カ所程度、そういった禁煙外来という看板は掲げておりませんが、そういった相談に乗っている先生方もいらっしゃいます。なので、今後禁煙外来的な告知をこちらとしてもどう周知していくかというのも今検討材料の一つとして考えておりますので。

以上でございます。

（野本） ぜひともその点は積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。幾ら公共のところに働きかけてもやはりなかなか、子どもが生まれたときから家庭内に煙があるという状況というのはなかなか改善しにくいのかなというふうに思うのです。それは、今の方向で進めていただきたいと。

あと今回小中学校敷地内全面禁煙ということで、これまでも質疑がありましたけれども、具体的に10月1日からそれを施行するに当たっては、もう何らかの解決案といいますか、分煙案、敷地内は全面禁煙であれば、敷地外ならどこに行ってもいいから吸ってきてくださいみたいな、そんな感覚なのか、何か案が検討されようとしているのか、その辺のことをちょっと伺いたいですけれども。

（学校教育部 副部長兼学務課長） 先ほども申しあげましたように校長会のほうで校長先生のほうにお話をしている段階でございますので、何らかの形で教職員にもこのことについては伝わっている可能性はあるのですけれども、まだそこまではいっていないということでございます。

（副委員長） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 12 分)



(開議 午前 10 時 12 分)

(委員長) 再開いたします。

では、少しだけ時間をとって。

(竹田) 1 個だけちょっとお聞かせいただきたいのですが、これらを進めていく上ではやはり一定程度の私は経済力が必要かなというふうにちょっと思っているのです。今貧困の問題で、バランスのいい食事をしようと思っても財政的な制限があって食材が買えないとか、今孤食の問題、高齢者が 1 人で食事をする。ここにはみんな家族そろって楽しく、地域の人行きましようと言っても、貧困問題が非常にやっぱり生活全体に大きくかかわってきているというのが現実だというふうに思うのです。病気になる割合を調査した結果、重い病気の人ほど貧困状況が進んでいるという傾向も出てきているということがはっきりしてきているのです。だから、そういう点からいうと、貧困対策を含めた健康づくり都市宣言というのは非常に難しいのですけれども、そういうところでは検討委員会とか協議会の中で議論されてきたのかどうかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 地域保健の推進協議会の中で、具体的に貧困世帯だとかそういう高齢化、お一人住まいの方に対する栄養、食生活を中心とする施策について、具体的にお話が出たことはございませんでした。

以上でございます。

(竹田) では、最後に要望しておきますけれども、やはり健康づくりに誰もが取り組みたいというふうに思っているのです。元気でぴんぴんしてという、ぴんぴんしてではないですけれども、だけれどもそういうふうになり得ない経済状況というのは、今非常に貧困が進んでいるというのは国も認めていて、やっていますよね。だから、そういう点からいうと、やっぱり貧困問題も絡めた、具体的に市が、1 つの自治体でできるとは思いませんけれども、そういう人たちに対するフォローというのを多い

に進めていただきたいと思いますと思うのです。それがやはり行政としての一番大事な役割かなというふうに思いますので、要望しておきます。ご検討いただけるかどうかちょっとお聞かせいただきたい。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）福祉部局とも連携をして今後検討してまいりたいと思います。

（矢島）1点だけ質問させていただきます。

地産食材についてなのですが、これの安全確認方法についてお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

（学校支援課長）学校給食におきましては、毎月熊谷市の江南行政センターというところで放射能の測定をしております、今までももちろん全て不検出ということで、これ毎月校長会議でも報告している、定例の教育委員会でも報告しているところでございます。

以上です。

（矢島）放射能だけでしょうか。残留農薬ですとか、そういった面の検査、確認というのは行っているのでしょうか。行う予定があるのでしょうか。

（学校支援課長）こちらにつきましては、放射能ということでございます。

以上です。

（矢島）決算なので、恐縮なのですが、今後放射能以外の検査を行う予定はあるのでしょうか。それで食の安全が守れるのかどうか、自信を持って給食として出せるのかどうか、その辺をお聞かせいただけたらありがたいのですが。

（学校支援課長）こちらは、もちろん委託業者にお願いしていますので、そちらでは安全の確認はしています。それから、学校給食におきましても、学校の水道の残留塩素ですとか定期的に検査をしていますので、安全には問題はございません。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第65号 「健康づくり都市宣言」について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時18分)

◇

(開議 午前10時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 先ほどラジオ体操の指導に伺った団体の数でございます。今までに伺った団体といたしましては21団体でございます。当然その他にも指導に行かない団体、数多くあるというのが現状でございます。

以上、報告させていただきます。

(委員長) 次に、議案第71号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(潮田) 一つずつやっていきたいと思えます。

最初に、12ページの衛生費県補助金のところの健康長寿サポーター事業補助金、ここでは歳入が15万という少ないものですが、この内容、

サポーター事業、ちょっとこの内容確認をしたいのですけれども。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）こちらは県の事業で、平成25年度から始まりました。自分の健康は自分でつくるという、そういった趣旨でございます。いろいろな健康教室、講座等で約30分間、県からの指導によります講座を受けていただきますと、その方は健康長寿のサポーターですよということで、ご家族の方とかお近くの方に簡単な体操のやり方とか、健康意識の啓発等をサポートしていただきたいということで、県が中心に行っていたもの、それが市町村におろされまして、25年度から実施をしております。25、26で本来終わる予定でございましたが、今年度につきましても埼玉県の意向でサポーター制度が延長されたということに伴いまして、各市町村上限15万円の措置をしていただけるということで今回歳入として入れ込んだもので、実際歳出につきましては、先ほど申しましたとおり当初予算でこの歳入が見込めなかったわけなので、そのものにつきましては既存の健康教育事業の中で各種健康教室を実施しております。その際にサポーター養成という形で講習会を設け、そのときにかかる経費を充当させていただいたといったものでございます。

以上です。

（潮田）それに関しては、去年のラジオ体操講習に行った方もたしかこのサポーターになるというような話があったかな。済みません。記憶違いでしょうか。自分もそこに参加をしたときにサポーターになりますというふうに言われた記憶があるのですけれども、自分も含めて市民の中にサポーターであるという意識が余りないかなというふうに思うのですが、今後はどういった形でやっていくのでしょうか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）おっしゃるとおり、そういう講習を受けて自分がサポーターだという強い意識づけというのが確かにしづらい制度と言ってしまうとそれまでなのですけれども、ただ間違いなくそういった講習をその方は受けると、受けていただいたということになりますので、そういった意味で少なからずご家庭にそのときの講習の内容の一部でも紹介していただければ、それをもってサポーターとす



るという埼玉県の施策の中で、こういった介護の、認知症のこういったものはちょっと一段下がるのかなというイメージでお考えいただいて、ただ実績を積み上げて、一昨年、昨年と合わせまして鴻巣市でも1,246名という実績も上がっております。おっしゃられるとおり、それを受けたからサポーターとして何かをしなければいけないということではないというところに非常に説明しづらい点はあるのですが、ご了承いただきたいと思います。

（潮田）健康づくり都市宣言も込みで、市民の中にやっぱり自分自身も健康サポーターなのだという意識を植えるための予算だと思っております。今後ちょっとそれは期待をしたいかなというふうに思っております。済みません。次が12ページの小中学校理科支援員、教育費県補助金のほうですけれども、小中学校理科支援員等配置事業補助金、これは今回の歳出のほうでは項目ここにはないということでもよろしいのでしょうか。

（学校支援課長）既に当初予算で組んでございますので、ここにはございません。

以上です。

（潮田）実際には理科支援員というのがどういった内容をするものであるのでしょうか、予算ここでは43万9,000円ですけれども。

（学校支援課長）まず、こちらの目的なのですけれども、3つありまして、理科授業での安全面での事故防止、2つ目が学力向上の推進、3つ目が理科室の環境整備ということを目的に配置事業を行っております。支援員は、今年度は4名でございます。いずれも元小学校の先生、中学校の先生ということでございます。

以上です。

（潮田）理科教育すごく大事だと思いますので、実際にやっぱり担任の先生だけで理科の実験というのは、安全管理大変だと思いますので、実際には4人が年間どのくらい、授業の実験だとか、現実には行けるものなのでしょうか。

（学校支援課長）では、今年度小学校に2名、中学校に2名配置してございます。1名が2校行きますので、1名が馬室小、赤見台第二小学校。

もう一名が笠原小学校、常光小学校……失礼しました。年間42日でございます。中学校につきましては84日でございます。今年度は、鴻巣中、吹上北中学校に配置してございます。

以上です。

(潮田) そうすると、これは全学校を回るのではなくて、今いう4つの学校に対して支援員がつくということで、それ以外にはほかの学校に派遣をされてというものではないということによろしいのでしょうか。

(学校支援課長) そのとおりでございます。この事業は、平成23年度より開始しておりまして、順次学校、ローテーションで順番に配置してございます。

以上です。

(潮田) 次の今度教育費委託金のところ、これは道德教育の抜本的改善、充実に係る支援事業委託金、これは歳出のほうでもありますよね。歳出のほうでは、23ページの地域人材活用事業、これはバスケットボール、去年も、これ川里中学校でしたっけ……小学校ですね。すごくよかったのを記憶しているのですけれども、これは県の事業であって、今回8校ということですが、内容すばらしかったように覚えておりますけれども、同じ学年の子が聞くということにはならないのでしょうか。どういった形になるのでしょうか。

(学校支援課長) 昨年度が小学校全校、その前が中学校ということで、できるだけ同じ学年では組まないように、初めて体験してということで組んでございます。

(学校教育部長) それでは、補足させていただきます。

この事業は、25年度からスタートしておりまして、25年度が市内8中学校、26年度が市内小学校も含めまして27校全校。今年度も小学校の開催も要求はしたのですが、予算がおりのたのが中学校分だけだということでございます。学校によって、これ学年ごとに行っていますが、1年生であったり、3年生であったり、まちまちなのですが、いずれにしても学年をずらした形で、同じ生徒が受講するというようなことがないように配慮しております。

以上です。

（潮田）これ歳出のほうでのところだと地域人材活用事業、この前おいでいただいた方が悪いという意味ではなくて、地域というふうになっていると、当初この地域人材活用というふうになると鴻巣市内の方なのかなと思ったのですけれども、派遣で来てくださった方は市内の方ではなくて東京とか神奈川だったかなというふうに思うのですけれども、地域人材活用事業というこの名称は、市内とかそういったことにはこだわっていないということによろしいのでしょうか。

（学校支援課長）そのとおりでございます。

以上です。

（潮田）続きまして、17ページ、臨時福祉給付金支援事業で、これ返納金が564万3,000円、これの理由。返納金ということですから、当初予定したものよりも実際には支給が少なかったということだと思のですが、申請は何%だったのでしょうか。今年度も少し内容が違うかな。金額等も少し違って、同じような臨時福祉給付金ありますけれども、今後への対策も含めて、前回のが何%で、それに対して今回どういうふうにするのかというのをお願いいたします。

（福祉こども部副部長）昨年度の臨時福祉給付金の申請率でございますが、世帯数ですと69.6%、対象者数ですと76.9%ございました。それから、こちら今年度の支給につきましても今現在、まず子育て世帯臨時特例給付金のほうにつきましては、もう既に受け付けが終了いたしまして、かなりの申請のほうをいただいております、臨時福祉給付金のほうにつきましては、今申請受け付けの真っ最中でございます。

以上でございます。

（潮田）そうすると、世帯でいうと69.6%、対象者数では76.9%だったかな、その申請しなかった分のお金がこの564万3,000円ということ、単純にそのように思ってよろしいのでしょうか。

（福祉こども部副部長）最初国の交付決定の金額につきまして見込み額ということで、この交付決定については実際見込んでいたものがございまして、その見込み額に対して申請が届かなかったということござい

ます。

（潮田）そういたしますと、申請をしなかった方たちというのは、申請しなかった方たちの原因というか、は何か考えられるものがあるのでしょうか、周知が足りなかったとか。

（福祉こども部副部長）これは結果論でございますが、その当時は周知をできる限り図って、皆さん申請できると思われる方についても申請書を発送したわけでございますが、結果としてでございますが、このような申請率になったという部分では多少制度が初めてで複雑だったということが言えるかと思えます。

以上でございます。

（潮田）そうすると、今子育て世帯臨時特例給付金のほうも少しお話ありましたけれども、こちらのほうのパーセント、去年のパーセントと今回、今もう締め切った、9月1日までだったので、もし数字が出ていればですけども、お願いします。

（福祉こども部副部長）昨年度の26年度の数字につきましては既に出しておりますので、子育て世帯のほうにつきましては、受給者の申請率が84.7%、対象児童の申請率でいいますと85.98%となっております。

以上でございます。

（潮田）わかりました。その分、結局これだけ見込みよりも、子育て世帯のほうでも762万8,000円返納という、要は申請をしなかった方がいるということになりますけれども、しなかった中にもしかするとネグレクトとか全然子育てのほうへの意識がない方、または生活困窮とかでそういった余裕もない、書類を見る余裕もないというような方もいるのかなと思って、ちょっと心配なのですけれども、今回今年度の分で新たに何か昨年度と違うものというのは、違う周知の仕方とか考えてはあるのでしょうか。

（福祉こども部副部長）今年度のものにつきましては、特に子育て世帯臨時特例給付金につきましては、児童手当の現況届のものとセットにしておりますので、今年度まだ概算でございますが、申請率につきましては9割を超える申請率となっております。

以上でございます。

(潮田) 以上です。

(加藤) 1点だけお聞きします。

23ページの、教育長の公用車を購入するという事で補正を組んだわけですけれども、もう18年も経過している中で、これって補正で組まなくて当初予算のときにこういう計画というものはなかったのでしょうか。

(教育総務課長) 現在第2庁舎で管理している公用車が、教育長車を含めてこの4月に8台を管理していたのですけれども、1台ワゴンタイプの車のエスティマという車があるのですけれども、この春に故障しまして、修理にかかる金が50万程度かかるということで、財政サイドのほうと協議した中で、この車の買いかえ並びに教育長車の買いかえについては、年数もたっているということで、この当初予算の中でも、内部でもヒアリングの中ではテーブルには上げてはいたのですけれども、もう少し我慢して乗ってくれという、そういう話もあった中で乗っていた経緯はあるのですけれども、やはり先ほど申し上げましたとおり平成9年の1月の新車登録ということで登録してから約18年ぐらい経過しているという、こういう機会の中で1台故障車があったということで、財政サイドと調整した中で、教育長車の買いかえということも含めて、第二庁舎、教育委員会で管理する車として1台補正予算に計上していただろうということで今回計上させていただきました。

以上です。

(加藤) そういう事情ということはわかりましたけれども、やはりもう18年もたつような教育長車ということであるわけですから、我慢して乗ってもらうとか、そういう問題ではないと思うのです。結局我慢してまだ乗れるならいいですけれども、補正を組んでやるというふうなことで、結局こういう補正になっているわけですので、今後いろんなそういう予算を立てる上で、ぜひやっぱり先の見通しでも、やらなければならない、無駄な予算はもちろん立ててほしくないですけれども、そういう教育長の車だけでなく、やっぱりいろんな予算を考えていく中でぜひ、この1点に限らずそういう本当に、新しいことをただやるということではなく

て、今までの中でのことでそういう予算を立ててほしいというふうに思うのですけれども、また来年の補正もこれからいろんな面で組んでいかなければならないと思うのですが、ほかの部署に関係してでもぜひそういうふうなことは、きちんと要請しなければならないものは要請して、それがだめかどうかということは各部で予算を考えても必ずしもとはならないでしょうけれども、もうすぐにまた補正を組まなければならないような予算の立て方ではちょっと妥当ではないのではないかなというふうに思いますので、全体の部署にかかわる内容ですけれども、ぜひそんなことをというふうに思うのですけれども、来年に向けて今迷っていて、今教育部局と福祉関係の中で迷っていて、そんなことがあるのかなのか、来年の今もういろいろと考えていると思うのですが、そういうようなものは、皆さん議会の中でも認められるようなことはやはりきちんと当初予算に計上していくべきだと思うのですが、そんなことで迷っているというのがもしありましたらと思うのですけれども。

（委員長）質問しなくていいのですか。

（潮田）全体の、だからもしそういうことがあって今迷っていて、これはやはり予算で考えても無理かなとか、いろんなことがあるかないかというふうなことをもし今のこの部局の中でありましたらというふうなことで、もしなければいいというふうなことで結構なのですけれども、そういうことで。なければいいのですけれども、別に答弁は、だから教育部局だけでなく、ほかの部局の中でも。

（教育総務課長）現在、先ほど私が申し上げましたように、教育委員会で管理している車、それから市のほうの本庁のほうで管理している車と市役所全体で管理している車の台数からいえば、ちょっと把握はしていないのですけれども、かなりの台数があるかと思われます。その中である程度の年数のたった車。公用車につきましては、もう日常的に各課のほうで乗っているという、そういう状況になりますので、常日ごろのそういう日常の点検、そういうものを使用する者が特に肝に銘じながら、事故のないように安全運転に心がけて、全庁的なそういう車の買いかえ等については今後検討してまいりたいという、そういう形の中でしか今

の段階ではお答えできないので、ご了承いただきたいと思います。

(加藤) もう一点、済みません。大芦放課後児童クラブの中でエアコンが壊れそうだなみたいな話がありまして、もう相当それこそ年数もたっているんで、新しいものにするか、修理をしてもらうかみたいな話を、ちょっと直接放課後児童クラブの人からその話がちょうど来て、電気屋さんか何かがあるときに来ていたのですが、ここにそういう補正として組まれていませんので、その辺どうなっているのかもしおわかりでしたら。

(委員長) 今のはどこの質問。

(加藤) いや、ここの補正の中にないので、補正が組まれていないから、そういう話があったけれども、今回補正として組まなくても済んだのかどうかというふうなことがわかりましたら、児童クラブの関係で。

(保育課長) 全ての放課後児童クラブに調査をしまして、現地にも足を運びまして、そういう中で何が必要かということでお聞きしたものを今回お出ししたということになっております。

以上です。

(田中) 放課後児童クラブの件で2点ばかり聞きたいのですけれども、17、18ページにまたがっておるのですけれども、3万1,000円、掃除機というのは、これ大体わかるのですけれども、たまたま同時期ぐらいに買いかえになったのか、それとも一斉に買いかえをしてというふうになったのかどうかということをもまず1点目です。

(保育課長) 掃除機につきましては、今までも壊れては支援員さんのほうで家にあるものを持ってきていただいたりですとか、あと職員に掲示板のほうで流して、余っているものはないかとか、そうやって都合をつけていたものもございます。そういった中で現地で声を聞いてまいりまして、今回どうしてもちょっと破損等により使えないというようなもの、それから今回業務用のものを買うということになっているのですが、家庭用のものではどうしても賄えないという大きなところ等に購入するというようなことで計上させていただいております。

以上です。

(田中) もう一点、防球ネットのほうで2個、2カ所の児童クラブにあ

ったかと思うけれども、防球ネットの修繕があったかと思うのですけれども、これは破れとかの、金額を見るとその程度かなとは思いますが、児童クラブを囲っている防球ネットの修繕というふうに考えてよろしいのですか。

（保育課長）防球ネットにつきましては、庭で遊んでいる子どもたちのボールが外に出てしまったり、道路を通行している方ですとか自動車とかに当たってしまうというようなことを防ぐために、道路に面している放課後児童クラブに設置しているものなのですけれども、中央児童クラブのほうの場合は設置している面積がとても狭くて、その間からちょっとボールが出てしまうということがありまして、それを追加して修繕するものです。

それから、もう一カ所につきましては、ぼろぼろになりまして、ちょっと穴があいてしまったということで修繕するものです。

以上です。

（竹田）まず、歳入のほうの11ページで保育所運営費保護者負担金で、それはご説明にあったとおり多子世帯の保育料の軽減ということで、本当に県としてはやっていたかということとは保護者にとってもありがたいことですが、逆に言えば、市も2分の1負担なのですよね。だから、市の持ち出しもふえるけれども、子育て世代にとってはありがたいことなので、いいと思うのですけれども、ここではゼロ歳から2歳までの保育料の軽減で、鴻巣市でも子育て世帯で保育料の軽減していますよね。上の子の保育料の軽減していますよね。上の子ですよね。安いほうの保育料の軽減をしていますよね。その制度のちょっと整合性についてお尋ねをしておきます。

（保育課長）現状の制度についてご説明しますと、保育園に入っている子の中で1番目の子は全額支払い、2番目の子は半額、3人目以降の子は無料ですので、高い保育料の子のほうが無料になっております。

以上です。

（竹田）ということは、重なるお子さんたちも出てくるわけですよね。その重なる人たちはどのくらいいるかというのは調べていらっしゃるま



すか。

（保育課長）もともと3人目で無料という方がいまして、民間の保育園に入っているお子さんの中では11人です。それから、公立保育所では16人です。認定こども園では1人です。

以上です。

（竹田）そういうところでは公立、認可保育園、認定の子どもはいいのですけれどもいわゆる認可保育所に入れない子どもたちというのは、いわゆる家庭保育室に預けたりとか小規模に預けているのですが、そういう人たちに対するいわゆる支援策というのはこの予算の中からは出てくるのでしょうか。

（保育課長）家庭保育室に入っているお子さんの保護者の方の軽減というものつきましては別のものを設けておりまして、所得に応じて補助金は出しているのですけれども、今回のこの制度の中には入ってまいりません。

以上です。

（竹田）ということは、入れないお子さんたちはたくさんの負担をしているわけですね、所得に応じて。たまたま入れない自治体の整備状況であるということですね。入れないから、仕方なく認可外というか家庭保育室にお子さんを入れている人たちもいるわけですね。だから、同じように家庭保育室に入っているお子さんたちにも、私はそういう点から言うと、県からせつかく補助が来るのだから、市独自に同じようにゼロ、1、2の人たちについては対応できないのかということをお聞きしたいのです、発展させて。

（保育課長）埼玉県制度に従って今回適用させますので、今のところそのような考えはございません。

以上です。

（竹田）何かそういう考えがないと簡単に言われてしまったので。部長さん、どうですか。子育て世代というのは親たちだけの問題ではなくて、私たちの未来も担ってくださる社会の宝ですね。そういう点では検討する余地は、今課長がありませんとおっしゃったのですけれども、部長

も同じ見解なのではないでしょうか。

（福祉子ども部長）竹田委員さんからのご質問にお答えをいたします。現在制度としてそれをつくるかどうかということについては、保育課長の答弁のとおりです。ただ、鴻巣市として努力をするところは、認可外保育園にいる方たちもご希望があった場合には、公立なり私立なり、もしくは今後指定されるであろう地域型の保育施設のほうでお預かりができるようにさせていただくのが今現在保育課に求められている姿勢かなと感じております。

（竹田）わかりました。

それとあと、続いて16ページにふるさと館維持管理事業ということで、ここは本庁舎の移転に伴う水道光熱費とか施設管理委託料を増額するのですけれども、川里の保健センターのところを改修して移転するものですよね。川里の保健センターというのは非常にすぐれた施設で、いろいろな部分が置いてあっているのですけれども、こここのところで使われる人たちがどのくらいいたのかということと、本庁舎が改修された後、またもとに戻すわけで、そこでの計画というのは実際とその後についてちょっとどうなっているのかお尋ねをしておきます。

（教育支援センター所長）一応支援センターとしては、川里保健センターの所管は健康づくり課となっております。詳細については申し上げられませんが、あくまでも市としては市民の利便性をあらゆる角度から検討して、この施設への移転となったと考えております。以上です。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）川里保健センターにつきましては、川里地域の住民の健康診断とか、あと学校支援課との共同による5歳児健診等で使っていたというか、いるのですが、実際昨年ある部屋におきましてちょっとシロアリというものが発生いたしまして、ちょっとその部屋改修はしたのですけれども、そういった状況もあるのでということも踏まえながら、健診自体川里地域減っているという中で、健診会場を吹上なり鴻巣に今統一して母子保健やっております。なので、今現在川里保健センターを定期的に使っているのは、調理室において地

域の食改の皆さんが調理講習会等をやるのが月に1回あるかないかという程度でございます。今回の庁舎移転の問題で、改修これから始まるわけですけれども、それに伴っての母子保健の健診等で支障があるということは今想定されておられません。

以上でございます。

（竹田）本当にすばらしい施設だったのに、合併によっていろいろなものが重点化されてきて、結局川里の保健センターそのものが使われなくなったゆえに、また空気も入らないから傷みが激しくて、いろんないわゆる現象に私はなっているというふうに思って、かつ食改の人たちも、いつも前はあいていたけれども、鍵を借りるのに非常に不便をしているということになっていて、そこに1つあらわれている合併の弊害というの、ここに私はあるかなと思っているのですけれども。せっかく今改修もして、使えるようにするけれども、その後また本庁舎に戻るわけですよ。移動した人たちは戻るわけで、そういう点では私はもっと、せっかくある施設を有効に使うことが、この財政が厳しいと言われている中では大いに使っていただくし、地元のところでなるべくできるような事業を私はこれから展開していったいただきたいというふうにちょっと思っているのですけれども、そういう計画というのはおありなのでしょうか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）現状では、そういった移転終了後の計画については現在はございません。ただ、施設がある以上、何らかの形で有効利用しなければいけないというのは、保健施設ということだけでなく、市政、市の事業を進めていく上で何らかの手だてが必要だということは、健康づくり部だけの問題ではないということでの現状認識でございます。

以上です。

（竹田）では、その現状認識について庁舎全体に広げていただいて、ある施設を有効に使っていただくようにぜひお願いをしておきたいと思えます。

続いて、17ページの臨時福祉給付金と、あとあわせて子育て世帯臨時特

例給付金の今度返納をするということで先ほど申請率が出ましたけれども、そもそも福祉というのは申請主義ですよ。制度についてよく周知していて、物事がわかって申請できる人はいいのですけれども、今の臨時給付金なんかは特に、若い人たちと違って、ひとり世帯で物事が十分理解できない人たちもいると思うのです。先ほどは余裕がなかったり、困窮で申請できない人たちもいたのではないかというふうにありましたけれども、消費税は申請しないのに、生活していたら増税されて取られるのに、それに伴ってつくった特例給付金は申請しなければもらえないというところが、私はさっきの言った福祉のためではないと、一番福祉の必要な人が臨時給付金としてもらえないために返納するという仕組みそのものが私は本当に変だなと、福祉だったちゃんと全員に、消費税増税なんかやめればいいと私は思っているのですけれども、そういう点での国から来る文言に従って、市の担当者の皆さんも文章をつくっていると思うのです。これことし6,000円差し上げるから、あなたも対象者ですから手続にいらっしゃいと、した人から相談があって、自分を証明するものを添付しなさいとか、キャッシュカードとか通帳の写しを添付しなさいという申請出しましたよね。その通帳とかキャッシュカードって大事なもののなのに、それをコピーするのはいかなものかということで私のところへ相談あったのです。そうすると、なりすまし詐欺ではないけれども、大事な情報が市のほうに行ってしまうということなのですけれども、そういうご質問というのはなかったのでしょうか。私のところにはそういうのがあって。だから、申請をするのに自分の情報を市に提供しなくてはいけないという不安が市民にはあるのです。わかりますか。給付金をもらうのに、本来通帳の番号も市に申請しなくてはいけない。自分かどうかちゃんと証明しなさいということも申請しなくてはいけないと。だから、特例給付金をもらうのにはたくさんの手続が必要だというふうなことで、いわゆる過重な書類が、煩雑な書類がいっぱいあったのではないかというふうに、私はさっきの言った七十数%しか申請していない状況を見ると、煩雑な実務が必要だったからなかなか申請できなかったというふうに思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

(福祉こども部長) 実は昨年この事業に関しましてはプロジェクトということで担当、課長職になります副参事を中心にやらせていただいたのですが、私も実は人事配置されておりました、直接作業したのは吉田副部長ではなく私でございますので、私のほうからご説明を差し上げたいと思います。

まず、申請に関しましては、先ほど申請主義というお話がありましたが、確かにそうです。ただ、国のほうからももちろんこういうものについて申請をしてくださいという対象者というのは限られていましたけれども、その申請方法については各市町村がいろいろなアイデアをひねって、どうしよう、こうしよう、自分のうちの税情報のあり方にとってもすごく違うので。鴻巣市は、実は市民税さんとタイアップをして課税情報もきちっと管理をできる職員も配置をいたしまして、あとは勸奨も、なるべく多くの方にこのお知らせを出さなければいけないということもありまして、思われる方まで含めまして対象者を勸奨をさせていただいたという経緯がございます。

ですので、もちろん申請書をお出しにならないと給付金は受け取れないわけですが、申請してくださいという勸奨は、お手紙だけでなく、広報ですとか、そういうもので各種、再度再度、何度も何度も差し上げた次第でございます。

それから、添付資料につきまして、確かに口座情報、通帳のコピーだとか、口座のキャッシュカードのコピーだとか、あと本人確認のための免許証のコピーだとか、実際に保険証のコピーだとか、そういったものを添付してくださいということのお願いをいたしました。これについては国からの指示の内容でございますので、このことはきちっと制度としてやらせていただいた上で、守秘義務の範囲の中でなるべくできることをやろうということで、直接お見えになった方についてはご本人の目の前で、では職員のほうでコピーさせていただきますということでコピーをさせていただいた経緯もありますし、送られてきた方の書類を見ますと、実は不備なものはたくさんありました。その中で、何度も何度もお電話を差し上げて、こういったものを出してください、この通帳は動いてい

なくて、確認できて振り込みができないので、ほかの通帳はありませんかとか、そういったことのご連絡で、確かに事務的には、最初の制度でするので煩雑でありました。

ただ、国のほうもその煩雑だということが、地方自治体からですか、声が届いたのでしょうか、今年度の事業につきましては子育てのほうだけは児童手当とセットして、なるべく事務の煩雑さを除くように制度を変更できたというような形になっていると感じております。

実際の受け取りになっている方の状況ですと、鴻巣市は全て、ほかの市町村と比べているわけではありませんが、できる限りの努力でできる限りの方に受け取っていただけるように、高齢者の方ですとケアマネジャーさんの説明会をやったりですとか、いろんな点で工夫をしていたということもあると思います。

以上でございます。

（竹田）それは本当に皆さんのせいではないのですよね。法定受託事務ですから、頑張っていたいたというのはいくわかります。本当に残業している様子を見たり、期間が延びましたよね。受け取る人が少なくて、周知がされていないということで、101号室からいろんなところへ移りながらご苦労されたというのも非常に私も承知しております。だからこそ、やっぱりそういう福祉に一番必要な人に増税をしておきながら、一方で臨時給付金みたいな形でやって、煩雑な実務をやって、地方自治体の職員も大変な手をとる、申請者も大変な手続をするというような、こういう仕組みはすべきではないというふうに私は思っていますので、あえてこの部分では質問をさせていただきました。

最後ですけれども、24ページの体育館の施設管理委託料、スポーツ課で、これはいわゆるサンスポーツに管理委託しているのですよね。指定管理になっているのですよね。指定管理になっているけれども、指定管理料の中で修繕できない部分をスポーツ健康課のほうで予算化したという中身でいいのですよね。

ということで、ことし、去年、総合体育館は耐震補強工事をしましたよね。耐震補強工事をしたのですけれども、総合体育館のアリーナの部分

でねじが落ちたということで、ブルーシートを敷いて、ここの部分では使用しないでくださいということが、落ちたのと、それからこの間の大  
雨のときにやはり雨漏りがして、バケツが下にいっぱい置いてあったり  
とか、それから卓球室のところも雨漏りがして使えなくなったりとかし  
ているのですけれども、耐震補強工事をしたのに、なぜ雨漏りがしたり  
ねじが落ちるのかという、ちょっと現状をどうつかんでいるのかお聞か  
せください。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）ねじのほうの落下のその確認  
は工事業者のほうがしまして、工事のときに置き忘れたというか、とり  
外れたねじだということで確認はとれております。

また、雨漏りの関係なのですけれども、台風が2つ来たときに横殴りの  
ときに雨漏りした関係なのですけれども、あくまで今回の総合体育館の  
耐震の改修は、耐震と、あとトイレとか、そういうところの整備がメー  
ンでありまして、屋根の天井の修繕も行いましたけれども、基本的には  
耐震がメインでやっております、古い体育館だから卓球場とかという  
のは横殴りの雨のときに漏ったというような現状で認識しております。  
以上です。

（竹田）耐震補強工事をしてやったけれども、屋根の雨漏りとか、それ  
からねじの落ちたのは工事のときの問題があったということですので。  
業者さんは、いわゆる特Aの建設業者ですよ。だから、特Aの建設業  
者というのは特定されるわけだから、同じことがないようにスポーツ健  
康課からもよくご指摘をしておいていただきたいのと、これから今降る  
雨は半端ではないですよ。物すごい、1時間に50ミリを超えるという  
ことがもう茶飯事になっているという点では、これから台風のシーズン  
ですので、屋根の修繕についてはスポーツ健康課としてはどういうふう  
に対応しようとしているのか。今回予算にはなっていませんけれども、  
予算、屋根の雨漏りですから、使えなくなるということは市民にとれば  
不便を来すわけで、そういう点では今後のどういうふうに見直しを  
しているのかだけ最後お聞きしておきます。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）今回の2つの台風のときにあ

っても財政とも協議をしまして、とりあえず大規模改修が終わりましたけれども、屋根全体を防水加工しないと、当然。それでも直らない可能性もあると思います。横殴りの外壁、漏ってくるのあるけれども、ちょっと様子を見て、来年の予算に計上するのだったらしようという話は財政とはしております。全て雨で台風で漏っているようでしたら予算計上して、全ての屋根の防水を計画するような話は、財政サイドとはしております。今後検討していきたいと思っております。

以上です。

(矢島) 1点だけお願いいたします。23ページです。教育長車の購入についてですが、購入に当たってリースというのを検討されたかどうかお聞きします。

(教育総務課長) 教育長車の買いかえの段階に当たりまして、事前の財政課との予算ヒアリングの中でリースという話もあったのですが、やはり教育長車ということで、買いかえたほうがいいのかということで、一応買いかえという形の結論になりました。

(矢島) では、購入によるメリットとデメリット、リースによるメリットとデメリットについてお聞かせください。

(教育総務課長) 一般的に、これは一般的な話ですけれども、リースという形であれば、例えば5年リース、10年リース等で車の定期的な車検費用だとか修繕、そういうものがリースだとかかかってこないという。ただ、購入の場合ですと、購入に伴う、今回予算計上上げさせていただきました車代、それから諸経費等がかかってくるというのは認識はしておりますけれども、その辺の経済比較についてはちょっと我々のほうでは行ってはいないのですけれども、今回の教育長車の買いかえについては、先ほど申し上げましたとおり、リースというか買い取りかという議論はあったのですが、結果的に買い取りのほうがいいたろうということで、今回買い取りの予算を計上させていただきました。

(矢島) 市の方針として、リースがいいのか購入がいいのかというのは統一した見解というものはあるのでしょうか、それともその使い方等によってリースにするのか購入にするのか決めているのでしょうか、どちら



でしょうか。

(教育総務課長) ちょっと全庁的なその取り組み、方針については私のほうでは理解はしてはおらないのですけれども、たしか市長車はリースというふうに聞いてはおります。ただ、今回の買いかえの中で、リースでいいますと、リース費用のほうが短期間のほうのリースの料率等があるので、長期間という形であればリースのほうが安いという形なのでしょうけれども、今回は長期間のほうのリース料率が低くなるという、そういうことですよ。だと思っております。今回の場合、リースのほう割高だという、そういう判断の中で買い取りという形をさせていただいたということになります。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第71号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時50分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

改めまして、議案第75号 平成26年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) ちょっとここで暫時休憩を入れたいと思います。

(休憩 午後2時02分)



(開議 午後2時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) 歳入のほうの39ページ、真ん中よりちょっと上のあたりにあるのですけれども、入学準備金貸付金元金収入ということで、あと奨学金のほうと載っていると思うのですけれども、これ2点とも返済の関係をちょっと聞いたかったのですけれども、今いろんな奨学金が返済をされないということが報道等に出てきておるのですけれども、鴻巣市の奨学金に関してはどのようなふうになっているのでしょうか。その返済がどの程度あるかということです。完璧にあるとか、そういうことです。

(学校教育部副部長兼学務課長) まず、入学準備金のほうですが、未済者からは47万7,000円の返済がありました。それから、修学資金のほうにつきましては未済者から23万1,900円の返済がございました。

(田中) ちょっともう一回お聞きするのですけれども、返済のパーセンテージ、50%とか100%とか、その辺に關してもうちょっとお聞きしたいのですけれども。

(学校教育部副部長兼学務課長) 入学準備金のほうなのですけれども、残高が残っている方が3名いらっしゃいます。1名が10万8,000円、2人

目の方が5万7,000円、3人目の方が25万8,000円というような状況でございます。奨学資金のほうですけれども、2名いらっしゃいまして、1名の方は75万8,100円残っています。もう一名の方は、貸し付け年度が2つにわたっているのですけれども、9年から10年までの貸し付け年度で22万5,000円、それから11年度から14年度の貸し付けに関しましては94万5,000円残高が残っております。

以上でございます。

(田中) この返済の見通しというのは、やはり全国的に返済されないという傾向があるということなのですが、その辺は鴻巣市としてはどのように捉えておるのでしょうか。

(学校教育部副部長兼学務課長) 保証人にも働きかけまして、随時返済を求めているところでございます。

(田中) 次に行きます。次のページ、43ページです。済みません。そのちょっと1つ前の41ページです。41ページの幼児保育のほうの関係なのですが、真ん中辺、病児保育運営費保護者負担金、これ利用者に対しての使用料だと思うのですが、これ一応金額と人数、先ほど言っていたかと、1人2,000円かなというのが受け取られるのですけれども、それで歳出のほうのところでの全体のほうの、そっちのときの延べ人数の数字がちょっと多かったような気がするのですけれども、その辺の整合性についてちょっとお聞きします。

(保育課長) この事業におきまして、生活保護を受けている方と非課税世帯の方は無料にしております。それで、その方たちの16人分はいただいておりますので、人数が違っております。

以上です。

(田中) では、これは一応了解いたしました。

次のページの43ページの後期高齢者保養施設助成金なのですけれども、これたしか1人補助が2,000円だと思うのですけれども、この数字がちょっとぴったりではないので、その辺をちょっとお聞きしたかったのですけれども。

(国保年金課長) 当初2,000円だったのですけれども、現在3,000円にな

っておりまして、26年度は852名の利用をいただいております。  
以上です。

(田中) 次、飛びまして、歳出のほうに移らせていただきます。  
ひとり親家庭の医療費の支給事業なのですけれども、一番下のほう、  
3,590万9,364円ということなのですけれども、これ……

(委員長) 何ページですか。

(田中) 歳出、109ページです。果たしかひとり親家庭は、母子でも父子  
でも両方が受けられるというふうに考えていたのですけれども、給付と  
いうのも当然対象者は比率というか、どの程度おるのでしょうかという  
ことです。

(こども未来課長) 支給対象者でございますが、児童が約1,100名で、父  
母等として750名が対象者となっております。  
以上です。

(田中) 児童と父母ということなのですけれども、父子という……保護  
者と言っていいのかな、のの対象、男親、男のほうの対象というのは含  
まれていないのですか。男性。

(こども未来課長) ひとり親の父と母、双方が対象となっております。

(田中) はい、了解しました。次行きます。

117ページ、補装具の関係で上から2行目、2つ目と3つ目の補装具の給  
付費があると思うのですけれども、この補装具は身体の障がいに応じて  
希望すればどなたでもその補装具というのは補助が受けられるかとい  
う、対象の受けられる基準というはどのようになっているのですか。

(福祉課長) 身体障がい者の日常生活用具給付事業でございますが……

(補装具の声あり)

(福祉課長) 失礼しました。補装具。36のほうですね。失礼しました。  
こちらの補装具でございますけれども、対象者といたしましては障害者  
総合支援法に規定する障がい者及び障がい児ということになっておりま  
す。

以上です。

(等級の声あり)

(福祉課長) 等級ですか。ちょっとお待ちください。補装具、これですね。失礼いたしました。

補装具につきましては、身体障がい者、肢体不自由の場合ですと、1級から6級まで原則として更生相談所の判定を要するものもございしますが、1級から6級までが対象になっております。

また、種類等あれでしょうか。何が一番多いかということもあわせまして、全部で実績としまして176件ございまして、一番多い件数としましては車椅子等の修理、これが78件、次に補聴器が23件、それと車椅子を新しく購入したもの、それが18件、それと下肢等の装具ですか、そういったものが35件ございます。

おおむね以上でございます。

(田中) 今のあれだと補聴器、車椅子とかということだったので、割と義肢とか、そういうのは少ないということですよ。数字的に見て。

(福祉課長) 下肢等の装具につきましては合計35件という状況です。以上です。

(田中) それでは、次に行きます。

次のページ、119ページの上から3つ目なのですがけれども、福祉タクシー、自動車燃料費助成事業に関しまして、その等級数と、今割り当てられる1カ月にどれだけとかというのの基準がだんだん下がってはきていると思うのですがけれども、その辺をもう一回ちょっと確認したいのですがけれども、よろしくをお願いします。

(福祉課長) 福祉タクシー自動車燃料費の助成事業につきましては、まず支給対象者でございますが、身障の場合は1級から2級、療育の場合ですと④、Aが対象です。それと精神の場合ですと、1、2級の手帳を所持している方ということになっております。また、発行枚数につきましては、福祉タクシーにつきましては利用料、初乗り運賃分、おおむね埼玉県内ですと大体730円ぐらいだというふう聞いておりますが、こちらを年間12枚。また、自動車燃料費につきましても利用券1枚につき700円を助成いたしまして、燃料費のほうは12枚という状況になっております。

以上です。

(田中) それでは、次に120ページの青少年子育てふれあい体験事業という事柄なのですが、この……

(委員長) 何ページって。

(田中) 129ページ、下から3つ。

(委員長) 129。

(田中) 違うところ言ったかな。

(120と言ったの声あり)

(田中) 失礼しました。

129ページです。このふれあい体験事業なのですが、これたしか全国的にこういうのをたしか中学校でしたっけ、やっていると思ったのですが、鴻巣市の場合に実際に赤ちゃんとの触れ合いというのはやっているのでしょうか。

(こども未来課長) 鴻巣市の場合ですと、平成23年度に中央公民館で赤ちゃんとのふれあい事業というのを始めまして、24年度、5年度と保健センターですとか子育て支援センターで実施をしております。こちら26年度につきましては、赤見台中学校のほうに訪問しまして事業を実施しております。

以上です。

(田中) これすごく命に対する考え方が子どもたちに養われると思うのですが、この赤ちゃんというのはどういった関係でおかりというのではないのですけれども、連れてくるのでしょうか。

(こども未来課長) こちら、市内の児童センターで活動しています子育てサロンのほうからご協力をいただいて、各サロンから赤ちゃんとその母親ですか、のほうのご協力をいただいて実現をしております。

以上です。

(田中) 今度その場合、当然親御さんも一緒にその場所に来て、中学校の生徒と一緒に触れ合うということによろしいわけですね。

(こども未来課長) 親子ともどもで参加をしております。

以上です。

(田中) わかりました。以上で終わります。

(芝寄) 23ページ、高等技能訓練促進費等事業補助金、これについても一度ちょっと説明お願いできますでしょうか。

(こども未来課長) こちらの事業につきましては、母子家庭の母、または父の能力開発と就労に有利な資格取得を応援するための事業でございます。内容的には自立支援教育訓練給付金という名称のものと高等職業訓練促進費給付金というものが2つございます。自立支援教育訓練というのは短期的な教育訓練で、パソコンですとか語学学習、そういった講習を受けた場合に、その受講料の2割相当額、上限10万円となりますが、そちらを助成をする事業となります。もう一つの高等職業訓練の促進給付金というものがございまして、こちらは2年以上のカリキュラムを学習した場合に、その対象となる資格として看護師ですとか准看護師、保育士というような資格がございまして、こちら2年間の修業期間中に生活費等の軽減を図るためということで、非課税世帯に月額10万円、課税世帯に月額7万500円を助成する事業となっております。

以上です。

(芝寄) それのこの実績として何件なのか、またその中の男女の比率をお聞かせお願いできますでしょうか。

(こども未来課長) 26年度におきましては、5年度からの継続の方がお一人と、26年度を新規としましてはお一人、合わせてお二人の実績となります。男女比につきましては、女性のみとなっております。

以上です。

(芝寄) ありがとうございます。

次のページ、25ページ、がん検診推進事業補助金について、また済みません、これももう一度ご説明お願いできますでしょうか。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) がん検診推進事業につきましては、特定の年齢に達しました女性に対しての無料クーポン券発行による子宮頸がんの検診及び乳がんの検診、また特定の年齢に達しました男女に対しての大腸がん検診に係る検診費等の国庫補助金となっております。

以上でございます。

（芝寄）がんの種類、3種類ということですが、歳入で入ってくる金額というのは一括して入ってくるのでしょうか、それともばらばらで入ってくるのですか。お聞かせください。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）女性に関するがんの部分と、あと男女による大腸がん検診、その2本立てということで歳入をされておりまして。

以上でございます。

（芝寄）これもまたかかった内訳、男女、女性何名、大腸がんのほうは何名かというのをお聞かせ願えますでしょうか。

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）無料クーポン券による受診者につきまして、乳がん検診につきましては783名、子宮がん検診につきましては638名、大腸がん検診につきましてはのクーポンご利用者は999名、昨年度の実績となっております。

以上でございます。

（男女というのはの声あり）

（健康づくり部副部長兼健康づくり課長）済みません。乳がん、子宮がんはもちろん全員女性ということで、大腸がん検診についての男女割合につきましては、申しわけございません、ちょっと手持ちの資料でございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

以上です。

（芝寄）続きまして、歳出のほうで165ページ、生活保護扶助事業についてですが、請求資料の中で先日いただいた中で26年度が廃止決定が47件あったということなのですが、廃止決定に至る線引きというのをお聞かせ願えますでしょうか。また、先方のほうから要らないよという場合もあると思いますけれども、その辺のこちらからもう払えませぬよという線引きがあったらお聞かせください。

（福祉課長）平成26年度の生活保護の廃止ケースでございますが、合計で47件ということでございます。その内訳といたしましては、死亡ということで17件、他の管内に転出、こちらが13件、それと相談支援相談員



による就労、こちらが1件、県の生活保護チャレンジ支援事業による就労、こちらが1件、就労が合わせて2件という状況です。また、年金等の収入確認などによる廃止、こちらにつきましては年金を遡及して請求したために半年程度生活できる資金が入ったというようなことです。それと、相続財産が入ったことによる、また不動産が売却できたと、そういったまとまったお金が入ったために廃止というのが15件ございます。以上です。

（委員長）続けてどうぞ。

（福祉課長）廃止の線引きでございますけれども、先ほどもお話ししましたが、向こう6カ月程度生活保護を受けなくても生活ができるという状況であれば廃止ということになっております。

以上です。

（芝寄）例えば調査等で廃止がわかった時点で給付はやめると思うのですけれども、それをさかのぼって請求するとか、そういうことはあり得るのでしょうか。お聞かせ願えますでしょうか。不正で支給を受けていたというのが判明した場合、今までの分を、支払った分を請求できるかということ。

（福祉課長）生活保護法の63条と78条の関係で、まず63条の関係なのですけれども、こちら生活保護開始後何らかの事由によりまして収入が発生したと、先ほど申しました年金や相続があった場合に、そういった収入があつて保護費をさかのぼって返還するというところで……件数が、ちょっとお待ちください。済みません。失礼しました。26年度で合計で47万3,045円ですか、実績がございます。さかのぼって返還していただくということでございます。

以上です。

（芝寄）ありがとうございます。ちなみに、昨年度、26年度、47件の中に不正というのはございましたでしょうか。お聞かせ願えますでしょうか。何件。

（福祉課長）26年度の63条ですか、こちらが収入が入ったことによる件数で24件ございます。また、不実不正の申請、本当に収入が入ったのに、

それを黙っていたと、隠していたというような場合は6件ございます。  
以上です。

(芝寄) ありがとうございます。

続きまして、171ページ、定期予防接種委託料、これの内訳をもう一度お願いしたいのですけれども。お願いいたします。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 内訳というのは、定期予防接種の種類ということによろしい。

(何事か声あり)

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) はい、わかりました。定期予防接種につきましては、小児におけるヒブ小児用肺炎球菌、ジフテリア、百日ぜき、破傷風、麻疹、風疹、子宮頸がんとなっておりますが、昨年10月、国の予防接種法が改正されまして、10月からはそこに水痘と、これは高齢者ですが、高齢者の肺炎球菌が定期の予防接種となりました。また、定期という位置づけではなく、市町村が独自に行う行政措置予防接種につきましては、小児についてのおたふく風邪、ロタウイルス、先ほど10月から水痘が定期接種というお話をしましたが、定期接種以外で救われない部分のお子様もおります。その方に対しては、この行政措置としての水痘、高齢者の肺炎球菌につきましても当然定期の枠に漏れる方がおりますので、その方は市町村独自の行政措置予防接種として取り扱っております。

以上でございます。

(芝寄) ありがとうございます。

以上で終わります。

(潮田) 最初に、19ページの民生使用料の中の総合福祉センターデイサービス部分使用料、これが60万となっておりますけれども、あそこ年間60万だといわゆる家賃というふうに考えたら非常に安いかと思うのですけれども、あそこの平米数だとか、そういったものの協議とかというのは行われているのでしょうか。

(福祉課長) 総合福祉センターでデイサービスを社会福祉協議会のほうが一事業者として実施しているということから、そこの使用料という形

でいただいているわけなのですからけれども、年間60万の金額につきまして、それが低額ではないかというご意見だと思いますけれども、こちらにつきましてはその当時の収入が60万の3倍程度ございました。社会福祉協議会と協議いたしまして、以前は収益事業がありながら市のほうの施設を利用して、市のほうには収入していなかったのですけれども、それではやはりおかしいというご指摘があって、収入の3分の1程度は納めてくださいというご意見がありまして、60万円を収入で納めていただくようになりました。

以上です。

（潮田）今そのお話というのはいつの時点ですか。

（福祉課長）平成22年の12月の定期監査のほうでご指摘をいただきまして、23年度の当初予算で財産収入ということで位置づけをさせていただきました。

以上です。

（済みませんの声あり）

（委員長）訂正ですか。

（福祉課長）こちら建物の貸付収入でしたっけ。ではない。

（何事か声あり）

（福祉課長）違いました。

（福祉こども部長）先ほどの福祉課長の説明の中でありましたが、23年度までは財産収入の建物の使用料ではなくて貸付料として予算化をしていたということです。ただし、先ほどのご指摘がありまして、最終的には鴻巣市の箕田にある総合福祉センターと、あと吹上地域にある福祉活動センターに関して社会福祉協議会と協議をした上で、月額5万円程度の12カ月分ということで、各施設60万円の使用料としての収入をいただくというような話し合いが協議をされた上で、歳入科目を財産のその建物の貸付料から使用料という形に整理をし直して、納入をいただくという経緯の中で、現在至っているということでございます。

（潮田）そうすると、これは当然収入とかいうのは変わってくると思うのですけれども、見直しとかというのは何年に1回とかというような取

り決めはあるのでしょうか。

（福祉課長）こちらについては、社会福祉協議会と協議している中で、なかなかおれんじはうすのほうのデイサービス事業がやはりほかの民間業者のほうでデイサービス大分普及してきましたので、おれんじはうすの利用する方もだんだん減ってきています。ですから、この収入が当初180万ぐらい利益あったのですが、だんだん下がってきておりますので、その辺については60万円の今のところ使用料が限界であるというふうに、継続して60万円をいただいている状況です。

以上です。

（潮田）わかりました。

続きまして、39ページの民生費受託事業収入の保育所受託収入というのが、これ平成25年度の決算からすると倍額になっているかと思うのですが、これどういう理由になるのでしょうか。

（保育課長）済みません。こちらは、毎年管外を希望される方というのは人数も変わっておりますし、それから何歳児をお預かりするかということによって低年齢児が多いと収入が多くなるということになります。平成25年度につきましては、10市町から120人ということだったのですが、26年度は12市町から167人をお預かりしました。それで、増額になっております。

以上です。

（潮田）そうすると、単純にというか、人もふえた、預かるお子さんもふえた、またそれぞれのかかる費用もかなりふえたということでしょうか。何か制度が変わったということではないということでしょうか。

（保育課長）こちらにつきましては、制度は変わっておりません。

以上です。

（潮田）わかりました。

続きまして、109ページの上から3つ目、障害者相談支援事業についてですけれども、この委託料につきましては昨年と全く同じ金額になっているのですが、相談数の推移とかというのがわかりますでしょうか。

(福祉課長) まず、相談所でございますけれども、社会福祉法人の一粒の中にしゃろ一むというところがございまして、そこで相談事業を実施しております。また、本町5丁目で生活支援センター夢の実っております。そちらのほうで相談事業のほうを行っているわけなのですが、件数につきましては26年度の来所件数が126件、電話が1,781件、訪問が248件、その他166件ということで、合計2,321件でございます。25年度から比較いたしますと、331件ほどふえております。

以上です。

(潮田) この331件ふえても、要はこれは人件費とかということになるのでしょうか。恐らく私も今数字を教えてくださいましたけれども、どんどん今こういった相談ってふえているのかなというふうに思いましたので、この委託料というのは数字の根拠的にはどういったもので出しているのでしょうか。

(福祉課長) 委託料でございますけれども、まず本町5丁目の生活支援センター夢の実というのがございますが、こちらについては北本市との共同設置ということ……

(何事か声あり)

(福祉課長) 夢の実です。

(何事か声あり)

(福祉課長) 共同で委託をしております(P.65訂正発言あり)。北本市との負担割合の中では、9月1日現在の人口案分ということで、鴻巣市が63%、北本市が37%ということで、金額のほうは前年度と同様でございます。

その決め方、根拠ですか。

(潮田) しゃろ一むさんも北本と一緒にですね。しゃろ一むさんも夢の実さんも両方とも北本と共同ということでよろしいのでしょうか。私……

(福祉課長) 失礼しました。一粒内にあるしゃろ一むさんのほうも北本市と共同で設置ということでございます。

以上です。

(潮田) いいです。わかりました。

続きまして、111ページの真ん中辺、鴻巣市障害者支援施設管理運営事業、これはあしたばさんとかのことを言うのでしょうか。昨年の決算書と比べたときには、ここの項目では諸借上料のみで10万2,060円だけの計上になっていて、ここの指定管理料というのが、ちょっと確認をしたいと思います。

(福祉課長) 障害者支援施設管理運営事業、こちらにつきましてはあしたば第一作業所、あしたば第二作業所、吹上太陽の家、川里ポプラ館、こちらの4館の合計の事業でございます。こちらにつきましては、全部4館とも鴻巣市社会福祉協議会に指定管理をしております。指定管理料が26年度にこちらの384万2,000円発生しておりますけれども、こちらは川里のポプラ館の分だけということで、ほかの館につきましては給付費という形で事業収入が入りますので、そちらで賄っているという状況になっております。また、25年度につきましては、相殺している関係で指定管理料が発生しなかったということでございます。

以上です。

(潮田) そうしますと、この384万2,000円はポプラ館の分だけということで、先ほど給付費でというのは、今後ポプラ館もそういうふうになっていくということになるのでしょうか。

(福祉課長) 失礼しました。川里のポプラ館につきましては、ちょっと立地条件の関係から利用者が少ないということで、給付事業につきましては対象にはなっておるのですけれども、現状では赤字だということで、指定管理料で賄っている状況でございます。

以上です。

(潮田) あと、これまた確認なのですけれども、115ページのところ、重度心身障害者手当支給事業とかのあたり、ここ25年度の決算書で見ると重度心身障害者福祉年金支給事業というのがあったと思うのですけれども、今年度のほうには福祉年金という項目はなかったのですが、これは何か変わったのでしょうか。

(福祉課長) 平成26年4月におきまして在宅重度心身障害者手当と重度

心身障害者福祉年金、こちらのほう重度心身障害者手当に統合をいたしました。

以上です。

（潮田）了解しました。

117ページの難病患者手当支給事業、これが対象が難病の種類がふえて対象の難病が多くなったわけですけれども、これ新たな申請のあったものとか、これって1月から変わった部分と、またその後今年度の分もあると思うのですけれども、この26年度の中で新たに変わったことによって申請のあった数字とかというのはこの中に入っているのでしょうか。数字等がわかりますか。

（福祉こども部長）この難病患者手当につきましては、昨年9月の議会で手当の金額に対しては5,000円を1,000円にするという形でいろいろと論議がありました。最終的に1月から5,000円を1,000円にさせていただいて、6月の議会でもどれぐらい影響があるのでしょうかというお話もありましたが、最終的には決算が終わった段階で、予算に対して約、ちょっと待ってください……予算の残額ですね。予算に対しては見込んでいた金額に対して実際に支出した残りが約680万程度になりますので、それが影響額だと考えております。

先ほど委員のほうからご質問にありました実際に制度が変わったことによって何人が影響を受けたのですかということにつきましては、実は26年度の3月末のこの難病患者手当の該当者数は628人です。それに対して27年3月末の受給者数は648人になりますので、新たに年度の中で受給を始められた方は、もちろんいろいろな状況もあるかと思いますが、実際の受給者数でいうと20名ふえていらっしゃるということになります。ただし、1月から実際には手当の額が変わったことにより、予算がそれだけ消化されていないわけですから、その額は影響額として私どもは考えております。

（潮田）これについては、難病指定の枠が広がったという意味で、まだまだこの広がったことをわかっていらっしゃる方もいるかな、または申請をしていない方もいるかなというふうに思いますので、今後をし

っかり見ていきたいと思います。

同じことがこの小児慢性疾患のほうでも言えるかと思うのですが、こちらのほうの数字は出ますか。

（福祉課長）小児慢性疾患の見舞金でよろしいでしょうか。

（潮田）そうですね。

（福祉課長）こちらは、27年4月1日施行ということになっております。ですから、対象額については、影響額ですか、こちらの金額のほうが年5回程度ございますと、今まで1回につき20万円出しておりましたので、その半分ということで、5件を予算化考えますと、50万ぐらいの影響額かなというふうに考えております。

以上です。

（潮田）121ページの在宅高齢者等配食サービス事業で、これの幾つか市内で似たようなサービスをいろんなところがやっているかなとは思いますが、ここ載っている454万380円の分についての対象者がどういう方で、それを申請方法がどうなっているとか、またはこれ昨年度よりも少し減っているのですよね。これはどういったことで減っているのか、内容を確認をしたいと思います。

（長寿いきがい課長）まず、どういう方を対象にしているかというところでございますけれども、在宅で65歳以上の高齢者のみの世帯で、調理が困難な方、あるいは障害者手帳を所持する障がい者で、食事の調理が困難な方でございます。毎週月曜日から金曜日で希望する日に委託業者が昼食を届けるということで、1食500円の自己負担という形になっております。

実績といたしましては、25年度、1万2,560食で489万8,400円、26年度につきましては1万1,642食で454万380円ということで、委員さんご指摘のとおり、利用食数は減っているというところでございます。

以上でございます。

（潮田）これについては、周知はどのようにしているのでしょうか。このサービスを、これ市内のいわゆる町なかだけというわけではなくて、市内全部が対象ということよろしいのでしょうか。



（長寿いきがい課長）対象につきましては、市内全域が対象になってございます。

周知につきましては、特にこれといって…特別な周知ということでは今行っておりませんが。介護認定を申請された方につきましては、その認定の結果通知とあわせて高齢者のサービス一覧を送付しておりますので、その中で周知を図っているという状況でございます。

以上でございます。

（潮田）123ページ、外出支援サービス事業で、これが昨年度と比べますと200万円の増。これが、これだけ必要だからだと思えるのですけれども、どういった支援が行われて、この200万円からの増というのが何人の方がふえてとかというのは出ますか。

（長寿いきがい課長）こちらのサービスにつきましては、在宅の65歳以上の方で、常時車椅子の方、あるいは寝たきりの状態で公共交通機関を利用することができない方を対象としております。実際に1カ月180分を限度ということで、費用は2割自己負担をいただいております。26年度の実績といたしましては505件ということで、435万9,230円、25年度の実績につきましては330件ということで、267万5,880円となっております。

この増加の原因といいますか理由というところでございますけれども、対象者の増加というのは当然あるかと思いますが、介護者の高齢化によりまして、介護者自身が高齢化しておりますので、自家用車での送迎がなかなか困難となるケースが多くなっておりまして、実績がふえてきたのかなというところで考えております。

以上でございます。

（潮田）それでは、131ページの子どもデイサービスセンター、これ昨年度から始まった事業でありますので、この決算の中でその利用状況、指定管理料とかスタッフ等に不足はなかったのか、どのような声が上がっているのか、お願いします。

（保育課長）昨年度指定管理で初めて始めた事業になっておりまして、利用状況なのですけれども、小学生が延べで1,528人、中学生が1,745人、

高校生が827人、合計で4,931人の利用がございました。

指定管理はNPO法人の生活支援サービスにじというところをお願いしております。そちらの指定管理料の関係……今年度に昨年度の1年分の監査といたしますか、書類を審査させていただきまして、収入、歳入のほうは市からの受託金収入を含めまして、それから保護者からの利用料、それからこちらに直接入る給付費、おやつ代などを含めまして2,595万1,299円というふうになっていまして、それから歳出のほうなのですが、2,630万7,924円ということで、多少歳出が超過しているような状況なのですが、こちらにつきましてはNPOさんと話し合いまして、利用者が思ったよりも少なかったということがありますので、それについては努力をして広めていって、もう少し利用者をふやせるのではないかとというようなこともございまして、今年度につきましてはこれで指定管理料はそのままということでやらせていただいております。

以上です。

(潮田) わかりました。これについては本当にまだ始まったばかりということですので、これからになるかなというふうに思います。

今お聞きした中に保護者からの声というのを少しまた何かありますか。

(保育課長) 今までは騎西養護学校に行っているお子さんですと、その養護学校の近くのところを利用するというようなことであって、地元には1カ所、一粒さんがやっているところあるのですが、そののみということで、なかなか利用できなかったのですが、養護学校からバスで直接送ってきてもらえるところがいいというような声ですとか、あとは自宅までまた送迎がございまして、そういうふうにご利用しやすい施設というようなことでお声いただいております。

以上です。

(潮田) 学校給食のほうになると思います。271ページ、ちょっとまた幾つかのページありますけれども、まず小学校のほうの学校給食で確認をしたいと思います。

北本市が給食費未納の家庭については給食を出さないということがニュースになったりしましたけれども、鴻巣市における各小学校の場合は自

校方式ですから、自校方式それぞれ学校によって給食費の未納というのがあると思うのですけれども、その状況と、あと中学校のほうに関しては市としての管理になると思いますので、市のほうの未納の状況。あと、鴻巣市としてはそういった北本市のような未納の場合にはどのような措置を今後考えているのかということをお聞きしたいと思います。

(学校支援課長) お答えいたします。

北本市の給食費の納入方法について説明いたします。北本市は、今年度から自校方式になり……よろしいですか。わかりました。北本は、ではおきまして。失礼しました。

本市では、小学校は北本市同様、私会計、小学校が直接集金しております。中学校につきましては、いわゆる公会計で、保護者が市に納入する方式をとっております。

では、未納額についてご説明いたします。中学校につきまして、昨年度分ですけれども、本年度6月30日の時点で人数は13人でございます。37万8,375円が未納でございます。小学校につきましては、同じく6月30日の時点で7名、5万6,500円でございます。会計の方式は違いますが、滞納につきましては食材の購入に大きく影響しますので、滞納の家庭には督促の手紙を出したり、電話をかけたり、また自宅へ訪問したりして、早目の納付をお願いしているところでございます。

以上です。

(潮田) そうすると、41ページにあります小学校給食費徴収金とか中学校給食費徴収金、これは教職員のほうの徴収金ということですか。済みません、41ページのほうのは。

(学校支援課長) こちら小学校につきましては、吹上小学校がまだ自校方式ではないため、吹上小学校637名分の徴収金額でございます。下の中学校につきましては、8校、月額4,600円、対象者は3,612名でございます。小学校は月額4,100円でございます。

以上です。

(潮田) そうすると、小学校のほうは今度26年度の決算では項目がありますけれども、27年度からはこれがなくなるということによろしいです

か。

(学校支援課長) その予定でございます。

(潮田) そうすると、今中学校の給食費徴収金の、先ほど6月30日現在と言っていましたけれども、そうでなくて26年度の決算の時点での未納金というのは、金額はお幾らになるのでしょうか。

(学校支援課長) 失礼しました。先ほど申し上げましたのが、ことし6月30日時点での平成26年度分の未納額でございます。言い方がちょっと紛らわしくて申しわけございませんでした。

以上です。

(委員長) 一応予定の時間なので、ここで一回休憩をちょっと入れたいと思います。暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時00分)

◇

(開議 午後4時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(健康づくり部副部長兼健康づくり課長) 先ほど芝寄委員から大腸がんのクーポン受診による男女の数ということで、わかりましたのでお知らせいたします。

男性が320名、女性が679名、合計で999名ということになっております。よろしく申し上げます。

以上です。

(福祉課長) 先ほど潮田委員さんからご質問のありました障害者相談支援事業でございます。こちらにつきまして、社会福祉法人一粒内のしゃろ一むと本町5丁目の夢の実、2カ所について北本市と鴻巣市で共同設置をしているというところは答弁のとおりでございますけれども、片方の障害者相談支援事業につきましては委託料で実施しております。

もう一つ、夢の実につきましては121ページの事業です。121ページの地域活動支援センター補助事業というのが上から2つ目の事業でありますけれども、こちらの事業で補助金ということで夢の実のほうは対応しているという状況でございます。訂正をさせていただきます。よろしくお

願いたします。

（委員長）では、ご了承願います。

質問を続けていきたいと思えます。ほかに質問はありますか。

（加藤）歳入の中での使用料の関係なのですけれども、先ほどの説明の中で、例えば21ページの総合体育館使用料とか、陸上競技場とか、いろいろありますよね。ここのところに備考の中にありますけれども、これ先ほどの説明ですと、自販機を貸しているというのですか、そういうふうなという説明だったのかなという気がするのですけれども、実際の総合体育館にしても、コスモスアリーナにしても、みんなあそこを使うのには料金取られるわけですけれども、その収入というのはどこに計上されているのですか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）26年度から指定管理者制度が利用料金制になりましたので、その辺の収入は指定管理者の収入になりますので、決算書には載っておりません。

以上です。

（加藤）そうすると、この資料として出していただいた中で、例えば12番の吹上地域体育施設指定管理料というふうなことで、ここに指定管理料と利用料金等というふうなことで載っていますよね。それというのは、この前の本会議場でもちょっと言いましたけれども、指定管理料と利用料金との兼ね合いというのですか、どういうふうにこれ見ていったらいいのでしょうか。この利用料というのは指定管理になっているところに入るわけですよ、とりあえず。とりあえずというか、利用料は指定管理者に入るわけですよ。それで、指定管理料がこれだけ行政のほう、市のほうから管理料として出しているわけですけれども、その金額のやりとりというか、それってどういうふうになっているのですか。ちょっと吹上のこの1つをとったときに、指定管理料を5,149万7,000円を払う、利用料が3,764万9,550円が、これが入るというのですと、結局指定管理料よりも利用料金のほうが多くなるわけですよ。多いわけですよ。そういう計算ではないのですか、どういうふうにこれ数字を見たらいいのですか。ちょっと説明、済みません。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 指定管理料5,149万7,000円、これは市から指定管理料として払っている金額です。利用料金は、利用者の方が施設を使って、卓球で200円、300円とかというお金が3,700万円売り上げがあるということで、吹上地域でいえばコスモスアリーナとか、グラウンドとか、パークゴルフも含めて、管理が一式でその合計の8,914万6,000円で管理運営しているという見方でいいと思うのですけれども。以上です。

(加藤) 今幾らで管理をしていると言ったのですか。ちょっと数字わからないのですが。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 指定管理料と利用料金の合計で8,914万6,000円、この2つの合計で全ての施設を指定管理しているということでいいと思うのですけれども。以上です。

(加藤) この利用料金が、今パークゴルフなんかはかなりの利用者があるということで、毎年利用料が増額になっているかと思うのですけれども、そういうこれだけの利用料がふえてきている中で、指定管理料というのは、その利用料に関して指定管理料というのは毎年……指定管理って5年ですよ、大体契約するのが。でも、たくさんこの利用料が上がってきても、その5年契約の中でこういうふうなことというのは変わっていかないのでしたっけ。

(健康づくり部参事兼スポーツ健康課長) 5年契約ですので、この指定管理料のほうは5年間変わりません。ただ、利用料金のほうで、吹上でいえばパークゴルフが金額大きいのですけれども、大雪のときとかは当然売り上げもなくなりますので、その辺は指定管理者の企業努力ということで頑張ってもらって、市からの指定管理料は5年間この金額で変わりません。

以上です。

(加藤) 実際やはり運営していくのに、この両方プラスした料金というほどに実際かかっていくのですか。何かそんなに、例えば、ではこれを行政が直接運営を、指定管理ではなくて運営していったときに、こんな

に利用料金が市直接の経営であれば市に入ってくるわけですよ、利用料金もね。もしそうだとしたらですよ。そういう関係ですけども、これほどにやはり運営費というものはかかっているものなのですか、人件費を含めてですけども。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）この26年度から利用料金で協定を結び直しましたけれども、ここで8,900万と出ていますけれども、25年度、24年度、その前の5年度は8,900万円よりも市からの指定管理料は多いです。それより下がった金額で26年度から利用料金で協定を結び直したということです、この両方の合計金額は全てのスポーツ施設で25年度よりもトータル的には市からの支出のほう、契約のほうは安くなっています。

以上です。

（加藤）では、今吹上地域のことに関して聞きましたけれども、そのほかの教育関係でスポーツ健康課の関係の中で、この8番、9番、10番、11番とありますけれども、そういったところもみんな実際の最初からの指定管理料よりも安くなってきているというのが実態なのでしょうか。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）協定を結ぶときはその金額で結んでいますので、25年度よりも大分安くなっております。また、指定管理者側から見れば、11番の鴻巣地域の体育館使用料ですけども、利用料金のほうが680万円と出ていますけれども、これ体育館が8カ月休みましたので、400万円弱売り上げが下がっています。ただ、指定管理者は指定管理者の努力として6,100万でそのまま継続して契約をしているということです、あくまで指定管理者側から見ると、総体の売り上げは400万円弱下がっているけれども、頑張っているというふうには判断しています。

以上です。

（加藤）25ページに行きます。中ほどよりもちょっと下のところの学校応援団の補助事業の関係なのですけども、これ国、県と両方から補助が来ているかと思うのですけれども、これが歳出のほうでどこにあるのかちょっと見つからなかったのですけれども、大体がこの学校応援団の

保険代というふうなことで使われているという説明もあったわけですが、けれども、この学校応援団というふうな形でやってきているわけですが、これ小学校19校あっているわけですが、その19校全学校がこの応援団といった組織的なものがきちんとできているのでしょうか。それで、その保険代ということで、この金額でもし1校で何人ぐらいの応援団の方が登録しているかわかりませんが、これで賄えているのでしょうか。歳出のほうからこの金額の歳出のほうでちょっとない、私見つからなかったのですけれども、その辺どうなのでしょう。

(学校支援課長) 学校応援団につきましては、小学校19校、中学校8校とも全部組織されております。保険に登録している方と、登録されていない方でも学校に協力されている方がいますので、いわゆる登録している方は全て保険料を掛けて、例えば草刈りですとか学校の整備して下さる方、何かあったときの対応のためにそのように対応しております。昨年度につきましては、人数という話がありましたけれども、19校、小学校では2,314名の方が学校に協力して下さっています。中学校では690名の方がお手伝い、学校の教育活動に支援していただいているということで、毎年これは県から調査がありますので、このように報告してございます。

それから、事業名のところですが、地域人材活用事業というところに計上してございます。

以上でございます。

(加藤) では、今その地域人材活用というふうなところのページがちょっとわからないですが、小学校では2,314名、中学校690名というふうなことで、約3,000名の方の登録となるわけですね、両方合わせますと。それで、この補助金、補助金だけで必ずやるということではないかもしれませんが、地域人材の活動金ということが幾らで歳出されているのですか。ここちょっと私もすぐ見つからないですが、足りるのかなと思って。補助金額と登録人数との割合の中で、保険代が1人幾らかわからないですが、保険もいろんなプランであるかと思うのですけれども、それで賄えているのですか。



(学校支援課長) 予算的には保険に登録できる方というのが鴻巣市内全校で675人ということで、1校当たり25人ということで保険に加入することができます。ただ、学校間で人数の差はありますので、それで足りております。先ほど申しましたとおり、こちらの保険に加入されない方でP T Aの保険ですとかご自分の保険に入っている方もいらっしゃいますので。ということで、十分この県からの補助金を受けながら足りている状態でございます。

以上です。

(加藤) では、入っていない方というのは、この学校応援団の保険としては入っていないなくても、そのほかで入っているので、活動した際にはもし万が一何かあったときにはそれで対応ができるというふうになっているということでよろしいのですね。

(学校支援課長) そのとおりでございます。

(加藤) では、39ページに行きます。

先ほど前任者もちよっと質問していましたが、入学準備金と奨学金の貸付額の、これは歳入の部ですから、これは入ってきた分ですよ。幾ら幾らがまだ未納的な話があったわけですがけれども、実際に今、では1つ、まず入学準備金のほうですがけれども、何人の方が返済をしなければならない人数がいて、それが滞っているのが先ほどの人数というふうになるのかと思うのですけれども、そのそれぞれ、奨学資金貸し付けと、その今お金を市のほうに払わなければいけない対象者の人数がわかりますか。

(学校教育部副部長兼学務課長) 入学準備金のほうの対象者が3名でございます。奨学資金のほうの対象者は2名なのですけれども、1名が2件にわたっていますので、3件ということになります。

以上でございます。

(加藤) 1名の方が入学準備金と奨学金と両方を利用していたということの内容ですね。そうではなくて。

(学校教育部副部長兼学務課長) いいえ、入学準備金の方と奨学資金の方で両方という方はいらっしゃいません。奨学資金のほうで貸付年度が

お一方が2つにまたがっていますので、1人の方が2009年から2010年に借りたものと11年から14年にかけて借りたものということで、1人の方が2件ということになります。

(加藤) ということは、その方は高校のときにそれを奨学金借りて、また大学に行くのに借りたと、そういうふうな使い方というか利用の仕方をしているというふうなことですね。

では、その方は両方そういうことで、活用できるものはそれまでもしてやはり学校に行こうとするわけですから、借りていいと思うのですが、先ほどの前任者の答弁の中で、1人の人がどうか、何か数字幾らが滞っているような話があったかと思うのですが、それは今2009年から何とかというふうな数字も言いましたけれども、何年度までに今この方たちは返さなければいけないようになっているわけですか。

(学校教育部副部長兼学務課長) 3名のうち1名の方は2009年度までです。入学準備金のほうですけれども、入学準備金のほうで1名の方は2009年度までです。もう2名の方は、お二人とも25年度までということですので。

(何事か声あり)

(学校教育部副部長兼学務課長) ごめんなさい。平成25年度までです。失礼しました。

(加藤) では、もう2009年までに入学準備金を返さなければということとは、もう何年か過ぎていますし、平成25年度までという方ももう2年も滞っているということになるわけですね。

これ実際毎年貸し付けしているかと思うのですが、実際本当この3名だけなのですか。滞っている人ではないですよ。もう入学準備金、私も内容をちょっと今調べていないので忘れてしまったのですが、大学のほうの奨学資金のほうは卒業してから返すということではないわけですね。入学準備金というのは違いますよね。返済の仕方の期限というか、それ違うわけですが、全部で3名きりいないのですか。滞っている人以外に普通に大学を卒業して、滞納しないで毎年返しているという方もいらっしゃるではないですか。そういう人たちも含めた人数はわか

らないのですか。いらっしゃらないのですか。

（学校教育部副部長兼学務課長）入学準備金のほうの貸し付け状況でございますけれども、平成26年度に関しましては大学が2名、高校が1名、合計3名でございます。25年度に関しましては大学がゼロ名、高校が2名、合計2名でございます。

それから、奨学資金貸し付け状況でございますが、直近でいいますと平成27年度は大学が6名、高校が2名、合計8名、26年度は大学が7名、高校が2名、合計9名、25年度は大学が8名、高校がゼロ、合計8名でございます。

以上でございます。

（加藤）では、今の26年、27年の方はこれからまた返すというふうなことになるわけですがけれども、その3名の方の先ほどの2009年まで返さなければいけない、また平成25年までに返さなければいけない方にとって、先ほど保証人の方に云々というふうなことがありましたけれども、きちんとまず本人自身の所在地というか、そういった今どこに住んでおられるとか、保証人のそういうのもきちんとされているのですか。

（学校教育部副部長兼学務課長）はい、しております。

（加藤）では、本人の状況がどういう事情で支払えないのかわかりませんが、保証人というふうなことの方へのそういうお知らせというか、そういうことも既にされているのですか。

（学校教育部副部長兼学務課長）はい、やっております。

（加藤）それでも、なおかつ支払われていないという現状なわけですね。努力しても相手が払ってくれないというふうなことになったらどうしようもないというようなことはあるのですけれども、これ本人が払えない場合には保証人がというふうなことでの保証人になっているわけですがけれども、では何のための保証人か、そういうことだとわからないわけですがけれども、その保証人の方の環境というか、そういう状況もあるのでしょうか。やっぱり払えない状況の保証人さんなののでしょうか。

（学校教育部副部長兼学務課長）少しずつ払っていただいているようなのですけれども、まだ残高が残っているということでございます。

(加藤) では、次行きます。107ページに行きます。

一番下のところの地域支え合いの推進事業への補助金ですけれども、これ50万円ということで、おととしぐらいまでは県のほうからも50万円来ていたわけですけれども、今これ市から社協のほうにお願いをして、補助金として50万出していると思うのですが、50万円に対してのどういったものにこの50万円を使用したかというふうな内訳わかりますか。

(福祉課長) 地域支え合いの仕組み事業でございますが、こちらにつきましては社会福祉協議会のほうに補助金という形で出しておりまして、こちらが地域支え合いの仕組み推進事業ということで、社会福祉協議会の総事業費が396万3,005円ということで、約400万円の事業をこちらで実施しております。中身につきましては人件費が220万であったり、消耗品が6万、通信費が19万、あるいは商品券の購入費ですか、お手伝いをしていただいた方に対して商品券で謝礼をしていますので、こちらが140万円ぐらいです。こちらの商品券の購入のほうが一番事業費の中では大きくなっております。

以上です。

(加藤) 商品券って、これ協力ボランティアの人に支払う対価として渡す商品券ですよ。実際私もこの協力会員で動いていることもあるのですが、大体社協のほうで、例えば生保の方とか、そういう方に対しては前もってその商品券を利用者のほうに渡しておいて、それを協力会員がそういう行動をしたときにそれをお預かりしてくるというふうになっているのですか。それを利用する人というのは事前に利用券を買うわけですよ。社協で利用券を買って、その協力会員がそこで派遣されて行ったときに、その利用券をもらってきて、社協にそれを報告をして、後でその商品券が協力会員に来るわけなのですけれども、そこで大体直接利用者から利用券をいただくことがほとんどなのですけれども、こんなに年間50万、先ほどいろんな事業費として400万と言っていましたけれども、そんなに実際に直接利用料が払えない、利用券が買えないという対象者がいらっしゃるのですか。

(福祉課長) こちらにつきましては社会福祉協議会の独自事業というこ

とで実施しておりますが、社会福祉協議会が実施する事業に対して市のほうが50万円を助成するという形の事業になっています。補助事業になっております。

こちらの仕組みでございますが、元気な高齢者やボランティアの方が支援を必要としている高齢者、あるいは障がい者の方に、部屋の掃除をするとか、あるいは食事のつくり、あるいは買い物の代行、そういったことをしていただくと、その謝礼として地元商店街で利用できる商品券を受け取れるということでございますけれども、これまず利用者の方は社会福祉協議会で利用券を購入していただきます。その利用券をボランティアをしていただいた人に渡していただいて、ボランティアの方が社会福祉協議会にまた行って、そこで利用券と引きかえに商品券を社会福祉協議会で交換するという仕組みになっております。

以上です。

（加藤）それはよくわかっているのですけれども、それで商品券を買うのに補助金的なものを使うときっきおっしゃったではないですか。だけれども、そうすると今のお話だと、利用者が利用券を社協で買ってきて、その話ですと、社協で商品券は、それは買わなければならないですよ。だけれども、利用者が利用券を買うのにお金を出しているわけですから、その利用券のお金で商品券が買えるわけではないですか。

（福祉課長）済みません。私のほうの説明にちょっと不足があったようでございますが、社会福祉協議会のこの事業費として全体で400万円ぐらいかかっているということで、その商品券の購入費というのは400万のうちの140万ぐらいというようなことですので、事業費の一部ということで、その50万を全体の400万の事業費に補助金として充てているということで、そこで市の補助金で商品券を購入しているということではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

（委員長）これ加藤委員、引き続き今。時間になっているので、だから一回この質問が終わったら区切りをつけたいと思っております。

（加藤）人件費にもと言っていましたけれども、この事業をするに当たって、社協では人材をプラスした中での運営をしているのですか。

(福祉課長) ボランティアコーディネーターの方が以前いらしたのですがけれども、こちらの事業を実施するに伴って、ボランティアをしてほしい方とする方のマッチング作業というのにやはり結構な手間がかかりまして、利用会員の方については一度訪問して、どんなサービスが必要かどうか、そういったことを調整して、またボランティアをする方に対してもどんなサービスができるかということ調整した上で、依頼があった方にどの方をボランティアとして派遣するか、そういったことのボランティア作業のマッチング作業にかなりの人件費がやっぱりかかるということで、実際にはこの作業に今2名の準職員の方が対応しております。以上です。

(加藤) 実際これを始めたからといっても一向に、例えば吹上のセンターでいえば、人はふえていませんよね。前コスモス在宅サービスということで、もう20年来吹上やってきているわけですがけれども、それがこの地域支え合いに事業名が変わっただけで、社協の職員も臨時職員にしても何でもふえていませんし、前と同じことをやっているわけです。前からずっと継続してやっていることが事業名変わっただけで。だから、何かちょっとその辺理解できないのですけれども、人件費に使うとか何かあって、そういうふうなこの50万円の使い方がちょっと理解はできませんけれども、とりあえず終わりにします。

(委員長) では、まだ続きがあればあした続けてください。  
本日の審査はこの程度にとどめ、きょうのところは散会としたいと思います。

明日は午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。  
本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後4時50分)